

秀三



産業合理化ノ意義

(昭七、五、七)

七、五、九

大蔵省

(7.1 石井繪)

[Blank lined page]

0000 0838

産業合理化の意義

大蔵省

(昭和六年六月)

目次

- 産業合理化の意義 一頁
- 参考
- 改造社版「社会科学大辞典」(抄) 五頁
- 産業合理化(渡邊鉄藏著)(抄) 一一頁
- 工業経済学(林癸未夫著)(抄) 一四頁
- 産業合理化(阿部廣男共著)(抄) 二一頁
- 白楊社版「社会科学小辞典」(抄) 二三頁

大蔵省

(7.1 石井誠)

一、機械的要素ノ合理化
 機械的要素ハ直接ニ生産ニ関係スル要素ト間接ニ
 生産ニ関係スル要素即チ作業環境ニ関係スル要素ト
 如シ。

・産業合理化ノ意義

「産業ノ合理化」トハ工場ニ於ケル生産技術・作業・
 組織ヲ合理化シ能率ノ増進・無駄ノ排除・製品ノ標
 準化及單純化ヲ圖リ、以テ工場経営ノ全般の合理化
 ヲ期スルト共ニ更ニ産業ノ組織的統制即チ企業ノ聯
 合又ハ合同ノ擴充、公共団体ニ依ル規律若ハ社會的
 経営等ノ方法ニ依リ以テ生産量ノ増大・生産費ノ低
 下・競争ニ因ル弊害ノ除去ニ資セントスルノ意圖ヲ
 以テ爲サルル合理化ヲ意味ス。之ヲ細説スレハ左ノ
 如シ。

一、機械的要素ノ合理化

機械的要素ハ直接ニ生産ニ関係スル要素ト間接ニ
 生産ニ関係スル要素即チ作業環境ニ関係スル要素ト

(7.1 石井麟)

ニ分ル。前者ノ合理化ハ、(1)生産品ノ規格統一・標準化即チ生産品ノ品質・形状・寸法等ノ一定(2)機械ノ發明及改良等ニ依リ生産量ノ増大・生産費ノ低下ヲ期セントスルモノナリ。又後者ノ合理化ハ作業場ノ建築様式・採光・衛生設備・安全装置・従業員ノ慰安娯樂設備等ノ改善・創設ニ依リ労働能率ノ向上ヲ圖リ以テ合理化終局ノ目的ヲ達セントスルモノナリ。後者ヲ概言シテ福利施設トモ稱セラル。

二、経済的要素ノ合理化

経済的要素ノ合理化トハ企業自体ノ合理化ヲ意味シ供給ト需要トノ間ノ円滑ナル關係ヲ確立スルト共ニ企業ノ横断的又ハ縦断的結合ニ依リ利益ノ擁

(7.1 石井稿)

大藏省

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. Some legible fragments include: "生産品ノ規格統一", "標準化", "機械ノ發明", "生産量ノ増大", "生産費ノ低下", "福利施設", "供給ト需要", "横断的", "縦断的", "利益ノ擁".

護・増進ニ資セムコトヲ目的トス。

三、人間の要素ノ合理化

労働能率ハ其ノ管理方法ノ如何ニ依リ相當ノ程度ニ於テ伸縮スルモノナリ。故ニ機械的要素ノ合理化ト關聯シテ労働方法ノ合理化ヲ圖ルハ合理化終局ノ目的ニ副フ所以ナリト言ハサルハカラス。人間の要素ノ合理化トハ右ノ如キ合理化ヲ意味スルモノニシテ「テーラール」ノ所謂科學的管理法ト稱セラルルモノヲ其ノ主要ナルモノトス。科學的管理法トハ要之各種作業ニ從事スル労働者ノ各動作ヲ基本動作ニ分析シ各動作ニ要スル時間ヲ精密ニ測定スルコトニ依リ如何ニスレハ最大ノ速度ト最少ノ疲勞トヲ以テ一定量ノ仕事ヲ完成スルコト

大藏省

(7.1 石井納)

労働能率ノ増進ニ資セムコトヲ目的トス。...

人間の要素ノ合理化...

労働能率ハ其ノ管理方法ノ如何ニ依リ相當ノ程度ニ於テ伸縮スルモノナリ。故ニ機械的要素ノ合理化ト關聯シテ労働方法ノ合理化ヲ圖ルハ合理化終局ノ目的ニ副フ所以ナリト言ハサルハカラス。人間の要素ノ合理化トハ右ノ如キ合理化ヲ意味スルモノニシテ「テーラール」ノ所謂科學的管理法ト稱セラルルモノヲ其ノ主要ナルモノトス。科學的管理法トハ要之各種作業ニ從事スル労働者ノ各動作ヲ基本動作ニ分析シ各動作ニ要スル時間ヲ精密ニ測定スルコトニ依リ如何ニスレハ最大ノ速度ト最少ノ疲勞トヲ以テ一定量ノ仕事ヲ完成スルコト

ヲ得ハナカノ標準ヲ決定シ右標準ニ對應スル賃銀
 制度ヲ設ケテ労働能率ノ向上ヲ圖ルモノナリ。

大 蔵 省

(7.1 石井納)

賃金ノ決定ハ労働能率ノ向上ニ對シテ一先決條件トシテ
 労働者ノ利益ヲ保護スルニ當リテ必要ナル労働能率ノ向上
 策ヲ講ジテ之ヲ達成スルニ當リテ必要ナル賃金ノ決定
 制度ヲ設ケテ労働能率ノ向上ヲ圖ルモノナリ。

大 蔵 省

・ 参考

。改造社版「社会科学大辞典」(抄)

産業合理化 *Rationalization of industry* 産業合理化

ハ、科学的経営法ノ一形態ヲアルトモ云ヘルシ、或
ハ其ノ反對ヲアルトモ云ヘル。此ノ兩者ノ關係ハ極
メテ密接テアツテ其ノ持有ノ範圍ヲ決定スルコトハ
困難ヲアル。元来産業ノ合理化ナル言葉ハ多面的ノ
意味ヲ有シ、廣キ意味ニ於テハ、如何ナル近代の企
業ト雖合理的基礎ノ上ニ計画セラレサルハナイ。併
シ持ニ産業ノ合理化ト云フトキハ、既ニ存在スル不
合理ヲ産業カラ排除スルヲ意味スルコトハ勿論テア
ツテ、此ノ現存スル不合理ハ企業経営ノ以外ニ亘ツ

(7.1 石井誠)



了存在シテ居ルト考ヘルコトカ出来ル。企業外ノ不
 合理ハ自由競争ニ依テ大規模ニ惹起セラレツツアル
 所ノモノデアツテ、此ハ資本ノ集中・独占ノ發展ニ
 依テ自ラ何等カノ解決ヲ為サルヘキモノデアリ、産
 業ノ合理化ハ、或程度此ノ方面ノ問題ニ觸レナケレ
 ハナラヌカ、其ノ全部カ産業合理化ニ課セラレタル
 問題ヲハナイ。唯、科學的經營法ニ比較スレハ、産
 業合理化ハ、ヨリ此ノ方面ノ問題ヲ適切ニ取扱ヒ得
 トト云ヘルデアラウ。企業ノ集中及独占ハ必然的ニ
 合理化ト關聯スルカ、本質的ニ此ノ兩者カ同意的テ
 リアリ得ナイ。斯クテ産業合理化ヲ、第一義的ニ一
 企業經營内ノ問題トナスコトハ便宜上ノミテナク本
 来ノ性質上ヨリ来ルコトデアル。其ノ範圍ヲ一企業

(7.1 石井稿)

大藏省

(Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

業機械)ト作業環境ニ関スルモノト爲スコトカ出来
 ル。前者ニ對シテ云ヘリ、作業工程ノ機械化ハ生産
 品ノ規格統一・標準化、生産量ノ増大、生産費ノ低
 下等ノ動機ニヨツテモ行ハレルテアルカ、労働階
 級ニトツテ重大ナル關係アル矣。如何ナル機械ト雖
 ソレカ利用價值ヲ有スレハ多少トモ労働節約ノ目的
 ヲ有スルコトアリ、斯クテ失業ノ問題ヲ惹起サレ
 ルノテアル。機械化ト合理化ト同一概念ヲナイコト
 ハ明カテアルカ、今日ニ於テハ此ノ兩者ハ屢々關聯
 シテ行ハレテ居ル。人間の労働ニ主トシテ依存シテ
 居タ作業工程カ、機械ニヨツテ代替セラレルト著シ
 キ程度ニ浪費カ省カレ、生産物カ標準化セラレ、其
 ノ生産ノ質及量カ改善セラレル。忽シ一旦過剩トナ

大 藏 省

(7.1 石井 繪)

... (Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page) ...

リン労働力ハ其ノ新シキ雇傭ヲ発見スルコトカ困難
 テアリ、失業ノ問題カ重大トナツテ来ル。間接ナル
 機械的要素ニ於ケル合理化ハ建築、採光、衛生、安
 全装置、慰安娯樂等ニ至ル迄ヲ含ミ、今日所謂福利
 的施設ト呼ハレルモノテアル。此ノ施設ハ労働者ノ
 福利ノ爲ニ主トシテ爲サレルノテアツテ生産ノ能率
 ヲ向上セシメル上ニ重大ナク貢献ヲ有スルモノテアル。
 〔経済的要素ニ於ケル合理化〕ハ、企業ノ経済的
 基礎ニ対スル合理化テアツテ、換言スレハ企業自体
 ノ合理化テアル。企業経営ノ實務ヲ合理化スルコト
 ハ作業ノ合理化ト同様テアツテ、是ヨリモ根本的ノ
 問題ハ企業ト市場トノ関係ノ合理化テアル。是ハ前
 述ノ企業ノ集中ト關聯スルコトテアルカ、供給ト需

(7.1 石井誠)

大 蔵 省

(Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

要ノ間ノ円滑ナル關係ヲ確立スルコトヲアル。季節
 = 依テ影響サレルコトナク、且可及的ニ景況ノ変動
 = 煩サレサル様ニ常ニ科学的研究ヲ為スコトニ依テ
 合理化ヲ為スコトカ出来ル。
 (人間的要素ニ對スル合理化) ハ、換言スレハ人
 間ト作業トノ合理化ヲアツテ、コテララレカ主ト
 シテ研究シテ所ハ此ノ矣テアツテ、合理化モ又此ノ
 矣ニ對シテ最モ慎重ナル研究ヲ為スノテアル。其ノ
 故ハ、人間的要素ハ其ノ合理的管理ニ依テ相當ノ程
 度ニ其ノ能率ヲ伸縮スルコトカ出来ルカラテアル。
 機械化ノ行程ト關係シテ、人間的要素ニ對シテ合理
 化力行ハレルト雇傭ヲ失フモノカ相當多數出ツルコ
 トハ承認セラレタル理論ヲアル。合理化ニ對スル勞

大藏省

(7.1 石井納)

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

本誌の編輯方針は、戦後日本の経済発展と労働者の地位向上を主眼とし、国際的な視点から日本の産業合理化運動を考察する。特に、戦前戦中の産業合理化政策とその影響を、戦後の労働運動と対比して分析する。また、欧米諸国の産業合理化の歴史を参考に、日本の産業合理化の進捗と課題を論ずる。本誌は、労働者の権利と利益を擁護し、産業合理化の進展を促進することを目的とする。

働者ノ態度ハ必スシモ一定シテ居ナイカ、合理化ヲ
 企業中心ノモノテアルコトハ労働者ノ欲セサル所ア
 アツテ、合理化力行レサルヲ得ストスルナラハ、
 是ニ労働者ノ参加ヲ許シ、其ノ意見ヲ聴取スヘキテ
 アルトノ議論カ為サレテ居ル。

○産業合理化（渡邊鉄藏著）（抄）

第一章「産業合理化運動ノ沿革及意義レヨリ」
 ・産業合理化運動力最近ニ國際経済會議ニ
 於テ論議サルルニ至ル迄殆ト世界的ノ題目トナルニ
 到ツタ動機ハ歐洲大戰後ニ於ケル独乙ノ産業合理化
 運動ニアルコト疑ヲ容シヌ。此ノ運動ハ
 独乙ノ産業合理化運動ヲ指ス）ノ内容ノ一部ハ元素

(7.1 石井稿)

大蔵省

カ流入シテ居ルノテアル。産業合理化ノ範圍ニ於テ詭カルコトハ工場ノ生産
 技術・作業・組織ノ合理化即チ能率ノ増進・無駄ノ
 排除・製品ノ標準化及單純化等ヨリ一般ニ工場經營
 全般ノ合理化ヲ包含シ更ニ産業ノ組織的統制即チ企
 業ノ聯合 Cartell, Kartel / 作用ノ擴充ヤ進テ公共団体
 = 依ル規律或ハ社會的經營ニ及フモノテアル。産
 業ノ合理化ハ米國ノ科學的管理法カ商業ヤ農業ニ迄
 テ適用シ得ルモノトシテ宣傳サレ、独乙ノ合理化運
 動カ工業商業ハ勿論、交通機關・金融機關ニ亘ツテ
 論議セラレタ如ク産業ノ全般ニ亘ツテ行ハルヘキテ
 アルコトハ明カテアルカ、實際ニ於テ合理化運動カ
 最モ有效テアリ且實際ニ於テ運動ノ中樞ヲ爲シタモ

大藏省

(7.1 石井誠)

産業合理化ノ範圍ニ於テ詭カルコトハ工場ノ生産
 技術・作業・組織ノ合理化即チ能率ノ増進・無駄ノ
 排除・製品ノ標準化及單純化等ヨリ一般ニ工場經營
 全般ノ合理化ヲ包含シ更ニ産業ノ組織的統制即チ企
 業ノ聯合 Cartell, Kartel / 作用ノ擴充ヤ進テ公共団体
 = 依ル規律或ハ社會的經營ニ及フモノテアル。産
 業ノ合理化ハ米國ノ科學的管理法カ商業ヤ農業ニ迄
 テ適用シ得ルモノトシテ宣傳サレ、独乙ノ合理化運
 動カ工業商業ハ勿論、交通機關・金融機關ニ亘ツテ
 論議セラレタ如ク産業ノ全般ニ亘ツテ行ハルヘキテ
 アルコトハ明カテアルカ、實際ニ於テ合理化運動カ
 最モ有效テアリ且實際ニ於テ運動ノ中樞ヲ爲シタモ

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

ノハ工業方面テアル。而シテ其ノ目的カ生産費ノ低下競争ノ弊害ノ除去ニヨリ單ニ國民的ノミナラス國際的ノ販路競争ヲ有利ニ導カントスルモノナルコト言フ俟タヌ。

。工業経済学（林癸未夫著）（抄）

第四章 工業ノ合理化

第一節 序説

一、意義 産業合理化トハ國民経済全体トシテノ發展ヲ期スル爲ニ、生産費ノ減少ト生産量ノ増加トヲ目的トスル企業家ノ快働的諸方法ヲ言フ。合理化ヲ必要トスル産業ハ固ヨリ工業ニ限ラヌカ就中其ノ中心タルハキモノハ工業テアルカラ、此処ノ説明ハ主

(7.1.石井稿)

トシテ工業ノ合理化ニ関スルモノニ限ル。……

二、由来 合理化 Rationalisierung テフ言葉ハ一九二五年頃カテ「ドイツ」ニ用ヒ初メラレタリテアルカ、併シ合理化運動ノ端緒ト認ムヘキモノハ一九二一年「アメリカ」ニ於テ開始サレタ標準化運動「アツタ」此ノ運動ハ、規格統一ニヨツテ生産上ニ於ケル「無駄」ノ排除「目的」トスルモノ「アルカ」、其ノ數年後ニ至リ「ドイツ」ヲ初メトシテ「歐洲諸國」ニモ合理化ノ機運カ盛ニ起リ、一九二七年「ゼネバル」ニ関催サレタ「國際經濟會議」ハ「滿場一致」ヲ以テ此ノ運動ノ促進ニ努力スルコトノ急務ナルコトヲ決議シタリテ「一層國民」ノ注意ヲ喚起シ且「実行」サルニ至ツタリテアル。

三、機關 合理化ハ「同業者相互」ノ「協働」ニ依存スルカ、

(7.1 石井稿)

大藏省

Handwritten text in Japanese, likely a continuation of the document on the left page, discussing industrial rationalization and international economic cooperation. The text is written in a cursive style and is somewhat faded.

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

其ノ按働ハ立法又ハ行政上ノ統制作用ニ依ル場合ニ
 アリ、同業者間ノ任意的按定ノ場合モアル。……
 四、合理化ノ基本條件 合理化ニ依テ諸製品ノ生産
 費カ減少シタトシテモ、其ノ販賣可能量カ増加シテ
 下レハ生産量ハ勿論増加スルヲ得ナイ。販賣可能量
 ノ増加ハ國民量ノ消費能力ノ増加、換言スレハ其ノ
 購買力ノ増加ニ依テ誘致サレルモノナリ、購買力
 ノ増加ハ國民所得ノ増加ニ因ルモノナリ。……従
 テ合理化ヲ成功セシメントスルナラハ企業利益ノ分
 取ヲ公正ニシテ労働者階級ノ所得ヲ確保……スル
 コトヲ忘却シテハナラヌ。

次節ニ於テ吾々ハ今日各國ニ行ハレツツアル合理化
 ノ實際方法中主要ナルモノニ就キテ之ヲ説明スルテア

大藏省

(7.1 石井稿)

ラウ。

第二節 標準化

一、方法 標準化トハ我國ニ於テ規格統一ト稱セラ
ルルモノト同義ヲアツテ、同一ノ用途ヲ有スル製品
ノ品質、形態、寸法等能ク限リ一定スルコトヲ意味
スル。

標準化ハ、アメリカカレニ於テ率先シテ之ヲ行ヒ既ニ
多數ノ製品ニ之ヲ実施シテ多大ノ效果ヲ收メツツア
ル。我國ニ於テ大正十年商工省ニ設置シタ工業品
規格統一調査會ハ政府ニ於テ購入スル物品ノ規格ヲ
一定スル目的ヲ以テ現ニ百餘種ノ製品ニ對シ其ノ規
格ヲ定メ、日本標準規格ニ十ル名稱ヲ附シテ累次商
工省告示ヲ以テ發表シツツアル。是レハ元來合理化

大藏省

(7.1 石井繪)

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

ノ目的ニ出タモノテハナイカラ未タ一般ノ需給ヲ左右スルニ至ラヌカ當然一ツノ標準化手段トシテ役立ツヘキモノテアラウ。……

二、効果 標準化カ合理化ノ一方法トシテ有効ナル所以ハ生産上ニ於ケル無駄ヲ排除シテ著シク生産費ヲ節約スルカラテアル。……

第三節 技術ノ進歩

一、機械ノ發明及改良 ……

二、労働能率ノ向上 労働能率トハ一定ノ作業條件ノ下ニ於ケル労働者ノ生産力ヲ意味スル……、合理化手段トシテ持ニ重要視サレテ居ルノハ所謂科学的管理法ナルモノテアル。

科学的管理法トハ各種ノ仕事ニ於ケル労働者ノ勤作

(7.1 石井勲)

大 蔵 省

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. Some faint characters are visible, including '一、労働能率ノ向上' and '二、効果'.

ヲ分析シ夫レニ要スル時間ヲ精密ニ測定シ、如何ニ
 スレハ其ノ仕事ヲ最大ノ速度ト最少ノ疲勞トニ依ツ
 テ完成シ得ルカノ標準ヲ設ケ且夫レニ適當ナル賃銀
 制度ヲ選定シテ勞働能率ノ向上ヲ圖ルモノテアル。

三、勞働力ノ省畧 ……最近ノ自働機械化、工場装
 置ノ新式設備ハ生産量ノ増大ト生産費ノ引下トニ與
 ツテ効力アルモノテアルカラ是ヲ直接ノ目的トスル
 合理化トシテハ能ク限リ機械技術ヲ利用スルコトニ
 依ツテ勞働力ノ省畧ヲ企圖スルコトカ必要不可決ノ
 手段ト認メラレテ居ル。

第四節 生産力ノ集中

……生産力ノ集中トハ従来多數ノ家内工業又ハ小工
 場工業トシテ分散的ニ行ハレソツアツタ或種ノ工業

(7.1 石井誠)

大藏省

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

總括シテウアルガリ「利潤ヲ高メル」ト言フ意味ノ、
 從テ資本家の合理化ヲ次ノ如ク分類スル。

「産業資本ノ分野ニ於ケル合理化」流通部面ニモ
 生産部面ニモ亘ル。

「流通部面ニ於テハ合理化」ニツノ主要傾向カ
 ル。

(I) 生産價格以上ニ價格ヲ高メルコト。

(II) 總利潤ニ對スル非産業資本ノ持分ノ減少ヲ計
 ル方策。

「流通部面ノ事象ヨリ遙カニ重大ナリハ生産部面
 即チ合理化ノ本来ノ領域ニ於ケル事象テアル。

(1) 労働ノ生産性ヲ高メルコト。

(II) 相對的餘剩生産ノ爲メノ諸方法。

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

大蔵省

(7.1 石井鶴)

Ⅳ) 勞働力ノ搾取率ノ増加 = 依ル搾取ノ鉅化。

。白楊社版「社會科学小辞典」(抄)

資本家の産業合理化 Capitalistic Rationalization of Industries

産業ノ合理化ハ生産ノ合理化 Rationalization of

production = 同シ。……資本主義安定ノ積極政策ハ

正面カラノ政治的攻勢テアルカ其ノ消極政策ハ脊

後カラノ経済的強化——産業合理化テアル。……此ノ

資本主義的産業合理化 = 多少ノ相違ヲ持ツニ様

相カアル。

一ツハ米國ノ如キ資本集中カ全産業部門ニ行ハレ

テ居ル國ノ合理化。此ノ場合ニハ合理化ハ産業ノ

合理化ト云フヨリモ生産方法ノ合理化ト云フヘキ

(7.1 石井誠)

大藏省

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

日本ノ如キ重要産業部門ニノミ高度ノ資本集中力
 行ハレテ居ルカ、……過小商工業者ノアル國ノ合
 理化ハ文字通り産業ノ合理化ト云フヘキテ、夫レ
 ハ生産制限・生産費切下ノ外ニ資本ノ集中ヲ目的
 トシタ大資本ノ小資本收奪、機械ニ依ル労働者ノ
 代置、時間延長ト債銀切下ケ、操短等ヲ含ム。

テ、全クノ科 化ニ外ナラヌ。……即チ高度ノ機
 械ノ採用ニ依ル生産能率ノ増進、科學的管理法ノ
 採用ニ分業ノ高度化ト精神的肉体的試験部分、勞
 働者ノ精選ト適用ニ依ル労働能力ノ増進（労働者
 ノ機械化）、高債銀ノ経済ニ依ル小數能率労働者
 ノ採用、ホーナシステムニ依ルスピーディングア
 ヅプ等。

日本ノ如キ重要産業部門ニノミ高度ノ資本集中力
 行ハレテ居ルカ、……過小商工業者ノアル國ノ合
 理化ハ文字通り産業ノ合理化ト云フヘキテ、夫レ
 ハ生産制限・生産費切下ノ外ニ資本ノ集中ヲ目的
 トシタ大資本ノ小資本收奪、機械ニ依ル労働者ノ
 代置、時間延長ト債銀切下ケ、操短等ヲ含ム。

(7.1 石井誠)

大藏省

此ノ米國型ト曰本型トヲ比較スルトキ兩者共資本主義ノ向上線ニ在リト雖前者ニ於テハ後者ニ於テヨリモ資本集中カ普遍的ニ發展サレ、科學文明カ一歩前進シテ居ル。ソコカ同一ナル合理化ニ於テモ文明性ト封建性ヲ表現シテ居ルノテアル。然シ何レニセヨ大衆ノ購買力ヲ減退セシメテ生産力ト購買力トノ矛盾ヲ益大ナラシメテ居ル。……

大藏省

(7.1 石井稿)

Handwritten text on page 26, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

臨時産業合理局パンフレット
 昭和五年十二月
 臨時産業合理局の事業
 臨時産業合理局
 臨時産業合理局の事業

臨時産業合理局パンフレット

昭和五年十二月

臨時産業合理局の事業

臨時産業合理局

「印刷ヲ以テ謄寫ニ代フ」

はしがき

世界經濟の狀勢と我國產業界の實狀とに鑑み、經濟難局の打開竝に產業界の根本的建直しに關する諸方策を審議するため、内閣に設置せられた臨時産業審議會の決定せる諸方策を更に具體化する目的を以つて、昭和五年六月二日臨時産業合理局が設置されてから、昨年の末日まで七箇月になるが、その七箇月の間に於ける臨時産業合理局の事業を、大要に亘つて一般に知らしめることは、産業合理化運動の本質上から見て、是非とも必要なことであると考へられる。そこで、今回、臨時産業合理局設置の趣旨、臨時産業合理局の組織竝に事業經過、合理化思想の普及等の各項目についてその概要を記してこれを印刷に附し、關係各方面に配布することとした。我國に於ける産業合理化運動は、寧ろ今後に於て益々その効果を現はすであらうが、それと同時に種々なる障礙も亦起るであらうから、國民全體が産業合理化運動の眞精神を誤りなく把握して、當局を援助鞭達せられんことを切望して止まない次第である。

昭和六年一月

臨時産業合理局

目次

第一章 臨時産業合理局設置の趣旨……………一

第一節 世界に於ける合理化運動の大勢……………一

一、米國に於ける産業合理化運動の大勢……………一

二、獨逸に於ける産業合理化運動の大勢……………五

三、英國に於ける産業合理化運動の大勢……………七

第二節 我國産業界の現状と合理化の必要……………九

第三節 臨時産業審議會の設置と其の答申……………一六

第二章 臨時産業合理局の組織並に事業經過……………二三

第一節 臨時産業合理局の設置並に其の組織……………二三

第二節 顧問及顧問會……………二五

第三節 委員會……………二六

(甲) 常設委員會……………二六

(1) 生産管理委員會……………二六

(2) 財務管理委員會……………二七

(乙)

(3) 寶管理委員會……………二八

(4) 消費經濟委員會……………二八

(5) 國產品愛用委員會……………二八

(6) 統制委員會……………二九

臨時委員會……………二九

(1) 輸出綿布工業改善委員會……………二九

(2) 羊毛工業改善委員會……………三一

(3) 綢緞肥料改善委員會……………三一

(4) 總務業改善委員會……………三一

(5) 輸出船舶工業改善委員會……………三二

第四節 產業合理化實施普及の施設……………三三

第五節 國產品の使用奨励……………三四

(イ) 講演會、講習會に講師派遣……………三五

(ロ) 内外品對比見本の選定……………三五

(ハ) 内外品對比見本展覽會の開催……………三六

(ニ) 印刷物の配布……………三六

(ホ) 宣傳用活動寫眞映畫の作製……………三七

(ヘ) 宣傳標語の作製……………三七

(ト) 宣傳用「ポスター」の作成……………三八

第六節 工業品の規格統一……………三八

(一) 工業品の規格統一……………三八

(二) 工業品規格統一調査會……………三九

(三) 決定規格の普及……………四〇

第三章 合理化思想の普及……………四一

附 録

臨時産業審議會官制……………四三

臨時産業審議會職員名簿……………四三

臨時産業審議會諮問事項……………四六

臨時産業審議會答申……………四八

臨時産業合理局官制……………六六

臨時産業合理局分課規程……………六八

臨時産業合理局職員名簿……………六八

臨時産業合理局委員名簿……………七〇
 工業品規格統一調査會官制……………七六

臨時産業合理局の事業

臨時産業合理局

第一章 臨時産業合理局設置の趣旨

第一節 世界に於ける合理化運動の大勢

現在では、既に流行語となつてゐる「合理化」と云ふ言葉は、歐洲大戰の結果、戦敗國となつた獨逸が、戦後經濟界を建直すために、全く舉國一致的に起つた合理化運動 (Rationalisierung) といふ獨逸語を翻譯したるものである。合理化の語源が獨逸であるから、合理化運動起源も獨逸であるやうに考へらるゝが、實は合理化運動の發祥地は米國なのである。米國と獨逸とは國情を異にしてゐるから、兩國の合理化運動にも多少の相違がある。

然し米國で行はれた所謂テーラー一派の科學的管理法なるものが合理化運動の母であるとするならば、合理化運動は米國に起つて歐羅巴諸國に及んだものと見られるであらう。以下、米國、獨逸、英國の順序を以て、各國合理化運動の概要を述べることにする。

一 米國に於ける産業合理化運動の概要

米國に於ては一八八九年に亞米利加機械技師協會 (American Society of Mechanical Engineers) の會長トウン氏 (H. R. Towne) が利得分配法 (Gain Sharing) と稱する論文を書いたが、更にテラー氏 (F. W. Taylor) が一八九五年に或出來高制度 (Apiece Rate System) と云ふ論文を書いて能率増進を目的とする賃銀支拂方法を主張した。その他テラー氏は「工場管理」(Shop Management) ——一九〇三年——「科學的管理法の原則」(Principles of Scientific Management) ——一九一一年——等を著して所謂テラーの「科學的管理法」を完成したのである。テラー氏は此等の諸著に於て「時間研究」と「差別的出來高拂制度」を骨子とする氏の科學的管理法を採用すれば、労働者はその全能力を發揮するが故に生産額が増加するのみならず、労働者は自己の努力に比例して多くの賃銀を得られるが故に満足し、企業者も亦生産の増加、労働能率の増進、元費の節約等によつて利益を得るから、勞資の協調を得て産業の發達を促すと主張してゐる。テラーの科學的管理法は右の如く労働者を努力せしむる方法である許でなく、更に(一)工具及び備品の標準化 (Standardization of Tools and Equipment) (二)作業順序の決定 (Routing, Scheduling) (三)指圖書 (Instruction Card) (四)動作研究 (Motion Study) (五)労働者の選擇 (六)材料供給の適確 (七)記號 (八)科學的管理の實行に必要な管理部の組織等作業を一層有効に行ひ得る方法を説いてゐる。

上述の如きテラーの科學的管理法なるものが、米國に於ける合理化運動の起源であるが、戦後物

價下落の大勢に對抗するため、生産費の低下を圖らんとする運動が起り一九二〇年には米國技師聯合協會 (Federated American Engineering Society) が組織せられ、同年十一月十九日その第一次會長に現北米合衆國大統領フーグラー氏が選舉せられた。翌一九二一年一月十二日フーグラー氏は十七名の技師を調査委員に指名し、産業無駄排除委員と命名した。委員中にはテラー派のミラー、トムソン、クック及びエフインエンシー派のエマソン、ノッブル等の専門大家が網羅されてゐる。該委員會の調査の方針は、各種産業の徹底的改善を圖るを目的として各種産業の現状を迅速に調査研究することであつた。調査の當初は十大産業につき調査する豫定であつたが、經費と日時との關係よりバルブ及製紙業、護謄タイヤ工業、運輸(鐵道)業及炭鑛業の四大産業に關する調査はこれを中止し、(一)建築請負業、(二)既製男子服裁縫業、(三)製靴業、(四)印刷業、(五)金屬工業、(六)織維工業の六大産業に關して調査することゝなつた。

此の調査の結果によつて、各種産業に於ける無駄及無駄の原因を明にすることが出來、その答申書は産業振興上極めて有力なる參考資料となつた。即ちフーグラー氏が商務卿に任せらるゝや、フーグラー卿は此の産業無駄排除委員會の答申を基礎として、大戦後の不景氣より米國を救済したのである。

産業無駄排除委員會は、工業元費の一として製品種類の過多を指摘してゐるが、フーグラー卿は製

品の單純化が米國を戦後の不況より免れしむる極めて適切緊要なる方法なりとし一九二一年の秋商務省内に工業製品單純化課 (Division of Simplified Practice) を新設し、標準局及び米國規格統一委員會と提携して製品の單純化及び標準化のために努力した。

フーグラー卿はこの工業製品單純化課をして、製造者販賣者及使用者を連絡するの中央機關たらしめ、且つ製造者販賣者及使用者等が相互の利益である。製品の單純化を決議した場合にはその決議の實行機關たらしめたのである。

就中最も有効であつたのは、(一)製造業者販賣業者及使用者の會同 (二)同業組合の理事及び關係工業者の選んだ有能の士にフーグラー卿の代理者たる資格を付與して單純化實行の準備調査をなさしめた事(三)他の機關と連絡と保たしめたこと等であつて其の實績の頗る見る可きものがあつたのである。

工業製品單純化課と連絡して、米國の合理化運動に貢献したものに標準局 (Bureau of Standards) がある。標準局は一九〇一年に創始せられ、其の職能は長さ、質量、物理、恒數、操作、及作業等の各種標準を取扱ひ各種民間團體と協力して調査研究を行ひ、産業合理化運動のため大いに役立つたのである。

標準局の外に、單純化課と連絡して單純化運動、標準化運動のために努力した團體に米國規格統一委員會 (American Engineering Standard Committee) がある。本會は一九一七年一月米國土木技師協

會、米國鑛山技師協會、米國機械學界、米國電氣協會、米國材料試驗協會等が共同で設立したもので、その後米國陸海軍、商務の各省これに參與し一九一九年更に會則を改め他の團體代表者も加入し得ることとした。其の業務は各團體の提案する規格案を審議承認することである。

以上の如く米國の合理化運動は、商務省に特設せられた工業製品單純化課と従来の標準局及び米國規格統一委員會とが、フーグラー卿を中心として強固な結束をなして鋭意努力したのと、歐洲大戰後最初の不況を切り抜ける方法は合理化以外になつたので、各種産業界が、フーグラー氏の合理化運動に共鳴し單純化、標準化の實行其の他所謂無駄排除による産業合理化の徹底を期しつゝ今日に及んでゐるのである。

二 獨逸に於ける産業合理化運動の概要

戦敗國獨逸が戦敗による創痍を癒し、賠償金問題を解決するためには、産業を振興して輸出の増進を圖るより外に方策なく、輸出増進を圖るが爲には、生産費の低下を圖らねばならぬ。生産費の低下を圖るには、各種産業に亘つて技術及び經營の合理化を圖らねばならぬとの議論が識者の間に高調せられ、各種産業團體より消費者にまで及んだので、政府も合理化問題の考究及び指導機關の必要を認め、一九一八年に至り政府の一部局として産業委員會 (Kommissar für Gewerbliche Wirtschaft) を設置した。然るに獨逸の産業界は斯くの如き官設の機關に依つて監督後見せらるゝことを喜ばず、四滑

なる運用は困難なるかに見えたので、政府は經濟省と獨逸工業聯合會とを協議せしめ一九二一年五月獨逸産業改良協會 (Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit) — R. K. W. と略稱する — を設立し、一九二五年十二月十七日の社員總會で定款を確定し、理事及財務委員を選任し、目的及任務を決定した。獨逸の産業合理化運動は、この R. K. W. が中心となつて行はれたのであるから、R. K. W. によつて簡単に述べよう。

R. K. W. の目的は、産業界合理化の促進を圖ることである。本會の會員は、有力なる政治家實業家及び關係ある學者官吏等より成つてゐる。本協會には内部機關として (イ) 社員總會 (Mitglieder-Versammlung) (ニ) 理事部 (Vorstand) (三) 財務部 (Finanzausschuss) の三機關がある。理事部は諸般の執行に任ずる機關で、會長、理事長、業務執行理事、理事から成り、財務部は會計監督の機關で七名の財務委員から成立してゐる。理事及財務委員は社員中から選任せらるゝが、政府から獎勵金を受けてゐる間は財務委員中に大藏省及經濟省の官吏を加へる必要ありとせられてゐる。これ等の内部機關の外に (イ) 製造工程改善委員會 (Ausschuss für wirtschaftliche Fertigung) (ロ) 受渡條件改善委員會 (Reichsausschuss für Lieferungsbedingungen) (ハ) 事業管理法改善委員會 (Ausschuss für wirtschaftliche Verwaltung) (ニ) の三直屬専門委員會があり、更に三委員會の内に各研究事項に就き隨時専門小委員會を設けることになつてゐる。

獨逸産業改良協會の事業資金は定款の上よりは社員分擔金、政府補助金、關係産業團體分擔金から成るとされてゐるけれども、現在に於ては主として政府の補助金を以つて事業資金に充てゝゐる政府からの補助金は一九二五—六年度に經濟省豫算から百二十萬馬克を交付し爾後毎年度百數十萬馬克宛交付せられ一九二五年の秋以來一九二九年三月末日までを受けたる政府補助金額合計額は四百九十二萬三千五百九十五馬克に達し、毎年度の補助額は經濟省豫算の一角を越えてゐる。

上述せる直屬の三改善委員會及び協會から補助金の交付を受けて連絡する團體並に専門委員會の數は約二百に上り、會員の數は四千人に達してゐるが、各種委員會で考究せられてゐる事項は、生産各種部門に於ける技術、經營若しくは管理等の外配給消費等の諸問題に亘り、頗る多種多様である。

以上の如く、獨逸の産業合理化運動は獨逸産業改良協會が中心となつて行はれるのであるが、アメリカ式の標準化運動、單純化運動とカルテル運動と無駄排除運動とを綜合した様なもので、必要と獨逸國民性とが、世界的運動となるまでに獨逸の産業界を合理化しつゝあるのである。

三 英國に於ける産業合理化運動の概要

英國は、外國殊に獨逸に比較すると工業の科學化に於いて遜色あるを以て、速に工業に関する科學的研究を促進する方策を講ずべしとの考から、一九一五年樞密院の下に科學工業研究局 (The Department of Scientific and Industrial Research) を設置し、工業研究協會 (Industrial Research Groups) の助

成をなすこととし、一九一七年議會の協賛を経て百萬磅の基金を得、當業者をして工場研究協會を設立させこれに助成金を交付して科學的研究を行はせることとした。又歐洲大戰後、商務省は各種工業殊に國際的競争場裡にある工業を調査審議してその對策を圖るの必要を認め一九一六年各業種委員會(即ち鐵鋼業委員會(The Committee on the Iron and Steel Trades) 電氣事業委員會(This Committee on the Electrical Trades) 機械工業委員會(The Committee on the Engineering Trades) 海運業及造船業委員會(The Committee on Shipping and Shipbuilding) 織物業委員會(The Committee on the Textile Trades))を設置し各種産業の振興策につき答申を求めたところ、各委員會とも殆ど同様に、英國の企業は個人的非能率的であるが、獨米の企業は集中的能率的であるから、獨米の企業と競争するには集中的能率的にせねばならぬ旨の答申をしてゐる。

英國政府は更に戦後の商工政策を確立するため、一九一六年戦後商工政策委員會(The Committee on Commercial and Industrial Policy after the War)を組織して答申を求めたが、同委員會は企業結合の問題に就き「個人主義的な企業經營方法は、その缺點も共同主義的方法で補足するか、或は全く共同主義的經營方法に代へるを適當とする。又、政府が積極的に企業結合を統制する方策を採るのには不得策であらうが、責任ある政府の一部局で企業結合の成立に關する報告を徴する様何等かの方策を講ずべし」との建議をした。商務省認可の公益法人たる英國工業規格統一協會(The British Engineering Association)

(Association) は工業に必要な材料機械及設備等に關する英國標準規格を制定し全英工業の利益増進を圖り更に國際市場に於ける英國工業の競争力を伸長せしむる目的を以て、一九一八年に成立した。調査研究の爲の委員會は本部で聞く許りでなく、研究中の材料又は製品の製造と密接の關係ある國內の各地で屢々開催することとしたが、この移動研究制度は調査進行上著しき効果を現はした。協會は規格制定の爲に多額の費用を必要とする様な理想的規格の制定をなさず、生産者及消費者兩者間の協力を基として、現行規格中最良のものを英國の標準規格とすることとした。

この外、作業時間の疲勞並に生産に對する關係を調査すると共に従業者の保健に關する法則を系統的且科學的に研究する目的を以て一九一八年に政府が設立した産業疲勞調查局(Industrial Fatigue Research Board) 商工業に對する心理學及生理學の應用を促進する目的を以つて一九二一年に創立された産業心理學會(National Institute of Industrial Psychology) 輸出貿易の振興を圖る爲、英國商工業の現状及將來に關する調査を行ひ且之が對策を答申する目的を以つて一九二四年に設立された商工業委員會(Committee on Industry and Trade) 及び、電氣事業の統制を圖るを目的として一九二六年制定の電氣事業法(Electricity Supply Act) 第一條に基き設立された中央電氣局(Central Electricity Board) 等の機關があつて互に連絡を取りつゝ英國産業合理化のために努力してゐる。

第二節 我國産業界の現状と合理化の必要

世界に於ける合理化運動、就中米、獨、英の合理化運動の大勢は前節で略述した通りであるが、本節では、我國産業界の現状が如何に切實に合理化を必要としてゐるかを述べよう。

我國産業界の現状が何うであるかを述べることは、本書の如き小冊子のよくなし得るところでないが、茲では主として商工業を中心とし而も合理化運動と緊密なる關係ある生産技術並に企業經營方面から我國産業界の現状を觀察して、合理化の必要ありや否やを検討することとする。

先づ生産技術の方面から検討すれば、染織工業（紡績會社、足袋會社、形染會社等を含む）機械工業（製鐵、製鋼、鑄物會社その他等を含む）等の中には、製品の單純化、標準化等を行つて大量生産による無駄の排除を行ひ、その他廢物の利用貨銀制度の改良、職工の採用、訓練等についても、相當程度の合理化は出來て居るものもあり、殊に綿業の如きは英本國のランカンアを遙に凌ぐ方面もあるとさへ云はれてゐるのである。次に管理經營の方面から見ても、染織工業及び機械工業等の中には、堅實なる經營、科學的な管理方法を行つてゐるものが相當存在してゐるが、産業全體を通過すると、生産技術の方面から見ても管理經營方面から見ても各種工業に互つて、相當缺陷を認めねばならないのである。次に重要な工業についての缺陷を一瞥して見よう。

(生産技術に關する缺陷)

一、機械工業

我國の機械工業は逐年進歩した結果、一流工場の製品には優秀のものが少くない。然し一般としては歐米先進國に比して未だ多くの遜色を有してゐると云はねばならぬ。殊に新式又は特殊の機械は我國で製作することの出來ないもの、あるのは勿論、既に相當生産されつゝあるものでも、設計は、概して歐米品の模倣でその要部の製作不完全なる結果、精度効率耐久力等が、外國品に劣つてゐるのが少くない。これは需要の過少、原料關係其他已むを得ない事情に基づくものもあるが、技術の未熟、研究の不充分、無謀なる競争等に因ると見られると思ふ。

二、化學工業

我國に於ける化學工業は機械工業に比し進歩の程度甚だ遅れてゐると云はねばならぬ。即ち(イ)製造方法の全く不明なるもの(ロ)製造方法の理論は解つてゐるが實際技術が不充分なもの(例)染料、硫酸、靑酸鹽類、人造香料、寫真用フィルム、人造絹絲用パルプ、高級用紙、厚板硝子、高級レンズ、特殊電氣用カーボン等)ハ小規模の作業では相當の成績を示してゐるが、大規模經營の經驗がないので、經濟的作業を營むことの出來ないもの(ニ)製造機械裝置の全部又は一部を外國の供給に俟たねばならぬもの(ホ)製造の方法の舊式なもの等があつて、我國の化學工業は、尙未だ幼稚なりと云はねばならぬ。

三、染織工業

染織工業は我國産業の大宗で、その發達は相當見るべきものがある。然しながら仔細に點檢する時は、尙技術上幾多の缺陷がある。(イ)希望する原綿を原料として紡績することが出来ない(ロ)爲めに原綿から製品に至る各工程に一貫した研究をなすことが出来ぬ(ハ)莫大小に對する技術上の研究が遅れてゐる(ニ)羊毛工業では原毛の選擇利用に關する技術に缺點が多い(ホ)毛織物の整理に關する技術上の缺陷が甚多い(ヘ)毛織物業が未だ充分業的に發達してゐないから、特殊毛織物の技術が幼稚である(ト)麻類の晒白並に仕上げの技術幼稚で紡績も亦細物に至つては幾多の缺陷を有してゐるため精緻な麻布の生産が振はない(チ)輸出織物並に布帛製品就中高等絹織物同製品の意匠に關しては海外の習俗流行を取入れ消化するの技術に乏しい。
(管理經營方法等に關する缺陷)

一、綿織物業

綿織物業は廣幅白生地綿布の製造業者以外は、大體に於て設備狭少な個人組織のものが多く、會社組織のものでも、大資本によつて、完全なる大規模の生産設備なく従つて統一ある優良品の大量生産を爲してゐるものが少なく、多くは織機十五臺乃至二、三十臺を有するに過ぎない状態である。斯様に企業組織が過小なるため、品質の齊整を缺き粗製濫造となる。又銀行より資金の融通を受くること能はざる結果、資金難に陥り投資をなすに至る。加之販賣上仲介機關を経由する度數多

きに過ぐるため、仲介者に利益を齎断せらるゝ虞がある。

二、絹織物業

我國の絹織物業は副業的に發達した關係上規模極めて小さく且概して個人經營で會社組織のものは輸出向製品の生産を主とするものがある許りである。今日尙家内工業で工場工業に屬してゐるものも一工場十臺の織機十人内外の職工を使用するもの多く、動力を使用するもの近年に至つて著しく増加したが、未だ工場經營と稱し得ない程度で、地方によつては依然として賃機制度行はれ粗製の原因となつてゐる。又主要原料(生絲)並に燃料等の買入れに仲介業者あり且金融圓滑を缺くのみならず、輸出向たると内地向たるを問はず市場制度によると市場制度によらざるとの差なく販賣に際して仲介者に利益を得らるゝこと多く、仲介業者に壓迫されつゝ事業を営むもの多き状態である。

其他(一)莫大小工業(二)陶磁器工業(三)釦工業(四)人造眞珠工業(五)燐寸工業(六)珪礫鐵器工業(七)眞田工業(八)麥稈眞田工業(九)刷子工業(十)花菱製造業(十一)野草菱製造業等の各工業もその規模が概ね小さく且つ技術的に改善の餘地あるは勿論各企業者間の連絡統制なく又金融難に陥つてゐる。

以上はたゞ十數個の中小工業についてその現状を略記したに過ぎないが、實は吾國の産業は農林業、水産業、工業、商業を問はず中小の規模の下に行れるものが甚だ多い。即ち昭和二年の調査によれば

農家總戸數五百五十六萬一千餘戸の内、五反未滿を耕すもの最も多く百九十四萬五千餘戸(三割五分)五反以上一町歩以下百九十四萬五千餘戸(三割五分)一町歩以上二町歩以下百九十九萬五千餘戸(二割一分)で農家總數の九割近くが二町歩以下の農耕者である。又、昭和三年商工省の工場統計によれば、同年末に於ける職工當時五人以上を使用する工場の數並にその從業者數は次の如くである。

職 工 數 別	工 場 數
五人以上十人未滿	二九、一一六
十人以上十五人未滿	七、八二四
十五人以上三十人未滿	九、三三九
三十人以上五十人未滿	三、九九九
五十人以上百人未滿	二、八五〇
百人以上五百人未滿	二、二八三
五百人以上千人未滿	三一四
千人以上	二二三

以上の表で明な様に、假に百人以下の職工を使用してゐる工業を中小工業とすれば、工場數の九割五分まで中小工業である。商業に關する特別の統計はないが、國稅營業收益稅の納稅額から推斷すれば商業者の四分の三以上は國稅營業收益稅を納め得ない小商業家であることとなり、營業收益稅を納めてゐるものでも百圓以上の納稅をするものは、個人では營業收益稅納稅資格者の四分六厘、法人では三割三分二厘であつて、如何に吾國の商業が小規模であるか分る。

然るに大正九年の國勢調査によれば吾國總人口の四割八分二厘は農林業者であり、一割九分五厘は工業に従事するものであり、一割三分七厘は商業に従事するものであるから、我國人口の九割以上が農林業、工業、商業に従事してゐることになるが、その農林業者、工業者又は商業者の九割が中小業者であるから、我國總人口の約八割は中小規模の産業によつて生活してゐるのである。

然るに之等の中小規模の産業者に共通せる缺陷として、企業統制經營管理上より見れば(一)業者が一般經濟に對する理解に乏しく且互助統制の眞意義を理解してゐない(二)工場の管理、企業の經營、新らしき技術上の知識に乏しく、且職工訓練の設備を有しない。又生産業より見れば(一)一般に企業の規模が小さく(二)原料の取得に際し幾多の中間商人の手を経るから、徒に生産費を増加させる(三)原料が不整一であり製品が不統一である(四)生産設備及技術が不完全で優良品の製造に堪えない。又販賣上より見ると(一)販賣組織に缺陷ある結果無謀なる競争に陥る(二)輸出品の場合には業者が海外の流行の變遷、外國人の趣味嗜好に通曉せず、更に金融上より見る時は資金の調達概ね困難であり、法制上から見ると(一)検査の不統一(二)組合法制の不備等の各種の缺陷がある。之を要するに、我國の中小企業の最も缺陷

とする所は、近代産業革命の機運に則した大規模生産組織に對立して克く其の存在の意義を發揮し其の振興を期すべき各般の理解と努力とに乏しく業界は動もすれば自重的互助統制を缺き群小企業が徒に簇生併存して、劣悪不整の品を以て無謀なる競争を敢てし、自らその信用を破壊するの舉に出づるものであつて、生産上販賣上甚しく不利を蒙ると共に金融上の不便を免れないのである。故に之が振興の對策としては、(一)營業者の互助統制に依る企業の聯絡統一を期すること(二)共同的施設による製品々位の向上又は製品の整齊統一を圖ること(三)必要且つ潤澤なる資金の調達に便利なる様な各般の施設と方法とを講ずること(四)現行法制上の缺陷不便を合理的に整備すること等の所謂合理的施設を爲すことを要するのである。

殊に今や、歐米の各産業國は最近に至つて國民的運動としての産業合理化運動が興り着々として各種産業の合理化を行つてゐるから、國際經濟時代である今日に於て、我國の産業界だけが合理化の流れに逆ふたならば我國の産業は世界の産業界から立ち遅れて、永久に國力の増進を圖ることが出来なくなるのである。故に、我國の産業は、産業それ自身の存在上よりも又我國の國民經濟をして世界經濟に順應せしむる點よりも、是非ともこの際合理化して行かなければならないのである。

第三節 臨時産業審議會の設置と其の答申

我國産業界の現状は、國際經濟の見地より見るも、又國民經濟の見地より觀察するも是非とも産業

の合理化を圖らねばならぬことは彼上に述べた通りであるが、政府に於ても之が爲めの施設として曩に商工審議會に對し、産業合理化に關し諮問するところがあり、商工審議會は昭和四年十二月十三日の總會に於て、(一)官營事業の民營及びその整理、(二)企業、合同促進、(三)企業聯合その他同業者協定の勸奨、(四)各企業の能率の増進、(五)政府許可事業の統制、(六)試験、研究機關の聯絡統一、の六項に亘り政府に對する答申を可決した。次で政府は昭和五年一月九日の閣議に於て臨時産業審議會を新設して、金解禁後の産業政策に萬全を期することとしたが、審議會の官制は同年一月二十一日の官報を以て公布され直に總理大臣を會長とし商工、農林の兩大臣を副會長とし大藏、逓信、拓務等の關係各大臣並に朝野の權威者を網羅せる二十名の委員が任命された。その第一回總會は昭和五年二月三日に開かれだが、總會席上に於て濱口會長は大要左の如き演説をなしてゐる。

(前略)惟ふに我國經濟界の不況、財界の不安定は遠く其の原因を歐洲大戰に發してゐるのであります。即ち戦争の結果交戦國は素より全世界を擧げて物資の需要供給の關係に一大變動を來したのであります。各國は何れも戦時の需要に應ずる爲め其の生産設備を極度に擴張したのであります。然るに平和克復と共に世界經濟關係が平常の状態に復歸致しまするや、之等の生産設備は實際の

需要に比して著しく尠大なるものとなり、需給關係は甚しく平衡を失するに至つたのであります。於是米國獨逸を始めとし重要産業國に於ては夙に産業の合理化を高調して其の旗印の下に戦時經濟から平時經濟に轉換することに官民一致して努力を拂ひ着々其の成果を收めつゝあることは諸君も御承知の通りであります。

一八

翻つて我國の産業界を顧るに遺憾ながら戦時經濟の整理がまだ十分徹底して行はれて居らないのであります。戦時の必要に刺戟せられて急激に發達したる各種の産業は戦後に於て、内は歐米諸國よりの競争上非常なる脅威を受け、外は戦時中獲得したる海外市场を奪還せられ不利の立場に壓迫せられたのであります。今にして我産業界の建直しを行ふに非ざれば此の激烈なる國際競争場裡に立つて到底國運の隆昌を期することが出来ないものであります。

産業建直しの爲めに爲さなければならぬことは多々あるのであります。今日の場合就中最も急を要するものは産業の合理化であると思ひます。一口に産業の合理化と申しましてもその範圍は頗る廣汎であります。企業の統制、製品の規格統一及單純化、國産品の使用奨励、基礎産業の確立、科學的管理經營の實行、試験研究機關の整備充實、販賣の合理化、原始産業の經營改善、産業金融の改善等何れも合理化の方策たらざるはないのであります。然しながら凡そ産業なるものは何れの國に於いても其國特有なる發達を遂げ來つたものでありますから、産業の合理化を實行する場

合に於て、如何なる事項に最も重きを置くべきやは、國に依つて自ら異なるものがあるのであります。随つて我國に於いても我國産業の現狀に即し最も適切なる方策を講じなければならぬことは勿論であります。而して我國に於ては如何なる方面に産業合理化運動の重點を置くべきかと云ふことには、是れより本審議會に於て各位の慎重なる調査攻究を仰ぎたいと考へて居りますが、茲に我産業界の現狀に鑑みて特に緊急を要するものとして差向き、企業統制、能率増進の徹底的實行、産業金融の改善、國産品の使用奨励等二三の事項を諮問案として提出致したのであります。

業より産業合理化に關する方策は之に盡きたる次第ではありませぬ。(中略)

唯此の際一言致して置きたいことは、産業合理化を實行するに當つて國民經濟に種々なる影響を伴ふのであります。見方によつては斯の如き影響を生ずるの故を以て産業の合理化其の物に對して非難を加ふる向もある様であります。例へば合理化の結果、企業が少數者の獨占到歸し多數の中小企業がその存在を脅かされること、企業間の合同及聯合に依る市場の獨占到歸し製品市價を釣り上げること、作業の單純化等に依り各種の弊害を惹起すること例へば失業者を生ぜしむること等の如きは通常産業の合理化に對して加へらるゝ非難であります。然しながら産業の合理化の具體策を實行するに當つては之等の弊害を生ぜしめざる様、又は其の弊害を最少限度に止むる様周到なる注意を拂ふことの必要なるは勿論のことでありまして、之等の弊害は産業の合理化に必ずしも必然的に伴

一九

ふものではないのでありますから、方策の如何によつては斯くの如き弊害を生ぜしめざることは決して不可能でないと思ふべきであります。萬一止むを得ずして失業者を生ずることがありました場合に於ても、政府としては他の適當なる方策に依つて善後の處置に遺憾なきを期する考であります。

産業の合理化に付ては議論としては色々の説もある様であります。歐米各産業國に於ては現實に之が實行を圖り着々其の成果を收めつゝあるのであります。之を措て他に戦後の經濟難局を打開する途がないのであります。我國に於ても之に依つて製品を整齊統一ならしめ生産費を低下し能率を増進するに非ざれば産業貿易の振興を圖り、國際貸借の關係を改善し金解禁の後を善くすることは出来ないのであります。故に此問題は單なる一時的の政策問題でなくして實に永きに渉る國民的運動の目標でなければなりません。希くば委員諸君に於かれても、政府の意の存する所を諒とせられ我國産業振興の各般の具體的方策に付て慎重審議を盡され、速に實行的良案を得るに努力せられんことを望む次第であります。

右の如く臨時産業審議會は産業の合理化其他産業の振興に關する重要な事項を調査審議することとを其の任務として居るものであつて、設置と同時に左の四つの事項が政府より諮問せられた。

諮問第一號 時局ニ鑑ミ我經濟界建直シノ爲企業ノ統制ヲ必要トスル産業並ニ其ノ統制ノ方策如何

諮問第二號 製品ノ規格統一及ビ單純化其ノ他生産技術及ビ經營方法等ノ改善ニ依ル能率増進ノ徹底的實行ヲ期スル方策如何

諮問第三號 産業合理化ノ實行上特ニ施設スベキ産業金融改善ノ方策如何

諮問第四號 國産品愛用ノ普及徹底ヲ期スル爲採ルベキ方策如何

以上の如き諮問に對し、臨時産業審議會は直ちに各諮問に對する特別委員會を開きて慎重審議した結果、總會の承認を経て、一應各諮問事項に對する答申を可決決定し、内閣總理大臣宛正式に答申するところがあつた、今其の内容に付極めて簡単にその大要を示せば左の通りである。

先づ諮問第一號の企業の統制を必要とする産業並に其の統制の方策如何と云ふのに對して産業審議會は取敢ず先づ中小工業を問題とした蓋し我國産業界の現状から觀るときは所謂中小工業は其の生産額に於ても、其の輸出額に於ても將又其の従業員數に於ても多大の割合を占め、其の産業上社會上經濟上に於ける地位頗る主要なるものあるに拘らず其の現状は所謂群小企業家雜然として亂立し往々にして賣崩し、粗製濫造等の弊もあり之が統制に付最も遺憾の點が尠くないのである。是を以て産業審議會に於ては中小工業の統制に付て考慮することを差當り最も重要且適切と認められたのである。而して産業審議會の意見に依れば中小工業の統制は同業者の組合團體の力に據るを適當なりとし工業組合の組織、工業組合制度の適用を認むべき重要工業品の範圍、工業組合に依る統制を徹底せしむる方法等

に付詳細に陳べて居る。尙、諮問第三號の産業金融改善に關しても取敢ず先づ中小工業の金融改善を問題として居るが、之に付ても第一には同業者共同の組合をして其の金融に當らしむるを適當なりとして居る。而して組合に依る資金融通を圓滑ならしむるが爲に講ずべき施設に付て重要な示唆を與へて居るのである。

右は所謂中小工業の統制並に金融に關することであるが統制を要す可き企業は固より所謂中小工業のみに限らない、所謂大工業の中に就き臨時産業審議會が取り上げて審議し答申を濟ませたものとしては造船工業並に製鐵工業である。今其の内容を一々詳細に説明する邊がないが此の兩工業共に目下の經濟事情から觀て最も難局に在る工業の一であり且何等かの方法に依り統制合理化を實行することが何よりも急務である工業である。産業審議會が其の統制合理化の方法として勸奨するところのものは造船工業及製鐵工業共に全國に於ける同業者を打て一丸とする一大合同會社を設立すべしと謂ふに在つて、固より其の實行に當つては種々困難なる問題が豫想されるのであるが、第一に先づ此の大合同の理想案を目標として進む可しとの示唆を與へて居るのである。

次に諮問第二號能率増進の徹底的實行を期する方法として産業審議會は製品の規格統一、單純化、官廳用品の統制、従業者教育の改善、科學的管理法の徹底、需給の調節並に配給及消費經濟の改善等の數項目に付て意見を具申して居るが更に産業合理化の實行の徹底を期する爲め政府部内に特別の機關を急設すべしとの意見を加へて居る。而して其の實行機關に付ては特に次の點に付留意すべしと云て居る。

- 一、諸般の調査實行は迅速に遂行し得る様實行機關の組織、權限及經費を整備すること。
- 二、實行機關の中樞には民間各方面の學識經驗あるものを参加せしむること。
- 三、重要な事項に付ては各事項別に常設の調査委員會を設けると共に必要あるときは各業種別に臨時の調査委員會を設けること、右調査委員會に於ては主として實際家をして調査立案に當らしむること。

此の實行機關の設置並に其の組織に關する意見は總て商工省の外局として臨時産業合理局の設置となりて具體化された譯である。

次に諮問の第四號國産品愛用の普及徹底を期する爲め採るべき方策に關しても産業審議會に於ては優良國産品の選定、官廳用品等の國産品充用其の他の事項に付て答申するところがあつた。是の答申の趣も臨時産業合理局の國産品愛用運動の根本となるに至つたのである。

第二章 臨時産業合理局の組織並に事業經過

第一節 臨時産業合理局の設置並に其の組織

前述の如く世界經濟界の狀勢と我國產業界の實狀とに鑑み所謂經濟難局打開、產業界の根本的建直しの爲めの諸方策を審議せしむる爲め内閣に臨時產業審議會が設けられたのであるが、產業審議會の審議決定した諸方策を更に具體的項目に亘りて考究し且つ其の實行を促進する爲めの機關として昭和五年六月二日商工省の外局として臨時產業合理局が設置せらるゝに至つた。官制に依ると臨時產業合理局は商工大臣の管理に屬し其の所管に係る産業の合理化に關する事務を掌るゝとある、蓋し一般に汎く産業の合理化と謂ふ中には單に工業、鑛業又は商業のみならず、農業、林業、漁業其の他各般の産業の合理化をも含み且つ是等各種産業の全般に亘つての合理化が全體的に進捗することが國民經濟の見地からして希望せらるゝことは勿論である。内閣に於ける臨時產業審議會に於ては固より是等各種の産業に亘りて逐次其の合理化方策を審議する次第であつて、其の決定を見た方策は夫々其の所轄の官廳に移付せられて之が實行を策せられる譯である。只所謂産業合理化と云ふ中にも商工業の合理化は其の典型的なる方面を成すものであり之が合理化の成否の如何はやがて其の他の産業の合理化の進捗に至大の影響を及ぼすこととなる譯である。所謂産業合理化の爲めの政府の特別機關が商工省に特設せらるゝに至つたのも恐らくは斯の如き事情に因るものであらう。

臨時產業合理局に長官を置き商工大臣を以て之に充てる、第一部、第二部に分ち第一部に於ては企業の統制、科學的管理方法の實施、産業金融の改善等に關する事項を、第二部に於ては工業品の規格

統一、製品の單純化、國産品の使用奨励、試験研究機關の整備聯絡等に關する事項を掌ることゝせられて居る。部長其の他少數の専任職員があり更に商工省各局長及關係課長が合理局兼任の職員となつて居る。斯くの如く多數の兼任職員を擁することは一方豫算等との關係上已むを得ざるの必要に出ずるものではあるが、又同時に合理局の事務が商工省各局の事務と緊密な關係を有する實質的事情に基づくものであらう。

右専任及兼任の職員の外官制に依れば局務を輔けしむる爲め顧問を置くことになつて居る。又重要事項を調査審議せしむる爲め委員會を置くことを得と云ふことになつて居る。蓋し産業合理化の具體的方策の決定に之が實行の促進を圖るに當ては單に官吏のみを以て之に當らしむるを以て足れりとする事が出来ない、民間に於ける智識經驗ある者の參與は事態の性質上不可缺のものであることは前述の通産業審議會の決議に於ても指摘するところである。

合理局の事務の中重要な事項は悉く顧問會に付議し其の決定に基き各種委員會に於ては具體的に審議施設して居る。以下顧問會及各委員會に付て其の經過等に付極めて簡単に説述することにしよう。

第二節 顧問及顧問會

顧問は商工大臣の奏請に依り學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命じたるものであつて、現在では男爵中島久萬吉、子爵大河内正敬、男爵松岡均平、牧田環及井坂孝の五氏である。各顧問相集り

て顧問會を開催することになつて居る。顧問會の常務を統轄せしむる爲合理局長官の指名に依り顧問中より常務顧問一名を置くこととし現在中島顧問之に當て居られる。

顧問會は少くとも毎週一回以上之を開催することになつて居り昭和五年六月六日第一回顧問會を開催以來同十一月末日迄に回を重ねること三十回に及び合理局内規、合理局設置案、各種の常設又は臨時委員會の設置（別項委員會に關する事項参照）國產愛用運動實施計畫要綱、昭和六年度合理局豫算案等を議決し尙製鐵、企業統制に關する事項、合理化金融問題等に付ても審議を進めて居る。

第三節 委員 會

臨時産業合理局の委員會は工業品規格統一調査會を別とすれば大體に於て之を常設委員會及臨時委員會との二種とすることが出来る、前者は主として各企業を通ずる一般的事項に付調査審議し合理化の基礎的具體案を作成するものであり、後者は特定の企業に付當該企業の合理化の具體的方法を審議するものである。以下右兩種の委員會に付其の各々に關し説明すれば左の通りである。

(甲) 常設委員會

(1) 生産管理委員會

本委員會は工場、鑛山等に於ける生産管理の改善上準據すべき具體的方法を審議し適切な改善方法の實施普及を圖るのが其の任務である。差當り本委員會に於ては我國産業の現状に鑑み生

産管理の改善上急務を要し且實行容易なるものとして數十項目を選定し右項目に從ひ逐次審議を進めつゝあつて、更に本委員會に於て一應の審議を了へたる各項目毎に小委員を擧げ細目に亘りて考究を加へ成案の作成を爲すと云ふ遣り方に從てやつて居る。既に「従業員互換制度」、「企業者間の相互啓發」、「業務改善研究会」等の諸項目に付ては成案を得其の他燃料節約、適材考查、勞務者教育の改善、動力傳導方法の改善、保健設備の改善、災害防止方法の改善、賃銀制度、作業研究、作業工程管理の改善、其他の十數項目に付ては小委員の設けがあり其の中近く成案を得て發表の運びに至るものも數項目ある。

(2) 財務管理委員會

本委員會は各種企業に於ける財務管理の合理的基準方式の設定、原價計算、財産評價、減價銷却に關する一般的原则の設定、帳簿、傳票、其他執務用文書の標準化等を其の任務とする本委員會は第一に我國事業會社の貸借對照表、財産目錄等の形式及内容が區々に亘る實狀に鑑み之を整備することが企業經營の合理化上最も緊要と認め廣く内外に於ける資料を蒐集して我國の實狀に最も妥當すべき標準雛形を作成し之が説明と共に發表して汎く關係方面の意見を聽くこととし、又主として中小商工業者の帳簿、書類及傳票類の標準化及内容改善に關し曩に日本商工會議所に委嘱して全國中小商工業者より資料を蒐集し之を業務別に仕譯したる上目下各委員分擔して

調査中であるが、中小工業の簡便なる標準簿記を定めることは亦本委員会の審議のプログラムの一である。尙原價計算就中固定資産の評價又は其の償却に關しても慎重考究中である。

(3) 販賣管理委員會

本委員會は販賣、輸送及事務管理に關する合理化の具體的方法を審議考究し之を一般に勸奨することを任務とする。我國の實狀に鑑み最も改善を必要なりと認める事項として數十項目を選定したのであるが、就中最も急務を要するものとして(イ)不正競争の取締及不當廉價防止(ロ)日用品等の單純化(ハ)中小商人其他一般取引條件の改善(ニ)商品の流通促進化の數項目を選んで審議して居る。其の中不正競争の取締に付ては既に特別法制定に關して決議報告するところがあり又不當廉價取締に關聯して重要輸出品工業組合法、及輸出組合法の改正並に商業組合法立法に關し審議して内申するところがあつた。目下右各項目に付關係方面に照會して資料を蒐集し審議考究中である。

(4) 消費經濟委員會

本委員會は一般日用品の經濟的、合理的使用方法に關する基學的智識の普及其の他所謂生活の合理化に關する具體的實行方法に付審議考究し之を一般に普及せしむることを任務とし後掲の國產品愛用委員會と共に主として消費の方面の合理化を圖り以て生産の方面の合理化に相呼應せむとするものである。消費經濟改善に關する具體的方策中其の實行上最も急務を要するものとして

日用品購入方法の改善、値段の公表、燃料の合理的使用方法の普及、消費上の無駄排除等數項目を選び審議を進めつゝある。

(5) 國產品愛用委員會

本委員會は産業合理化と緊密な關係を有する國產品愛用の普及徹底に關し具體的方法等を考究するを任務とする。國産愛用に付ては別に項を改めて説明することとする。

(6) 統制委員會

本委員會は各企業全般に亘り企業統制に必要な一切の基礎資料を調査、蒐集、整備すると共に我國企業統制の現状を明にし統制を必要とすべき企業の種類之が統制の方法其他合理化に必要な金融方法等に付考究するを任務とする。企業統制の爲めにする立法に付鋭意審議の結果決議報告するところがあつた。

(乙) 臨時委員會

業態別に主として關係業者を以て設置するものであつて、當該企業の現状、當業者の態度、其の他の事情に鑑み之が設置を適切なりと認めたるものから順次設置したものである。

(1) 輸出綿綿布工業改善委員會

本委員會は輸出綿綿布中主として綿三綾工業の改善合理化を目的とする。綿三綾は一箇

年三千五百餘萬圓の生産あり其の全部を印度、南洋、埃及、近東地方等に輸出せられ主として土人のシャツ其他の衣服用に供せらるゝものであつて前途有望なる輸出綿布の一である。其の品種は大小各色各様の縞柄を有し需要地嗜好の差及時代の變遷推移に依り變化がある爲他の生地綿布の如く大工場の大生産に適せず一二の例外を除けば殆んど總て所謂中小企業に依りて生産せらるゝものであり、業界に統制なく、賣崩し等の弊に禍せられて市價の變動常なき状態であり、從來當業者中にも寄り／＼之か統制を計畫するものもあつたのであるが實現するに至らなかつた事情である。合理局に於ては昭和五年七月本委員会を組織し七月二十五日より八月八日に至る間大阪に於て三回東京に於て一回の委員会を開いて斯業の統制要綱及統制實行要綱を議決し昭和五年十一月一日から之を實行して居る、其の統制の要旨は大體左の通りである。

イ、輸出綿布工業組合聯合會に於て生産調節及共同販賣を爲す。

ロ、共同販賣は共同販賣所を設け之を爲すも差當り販賣の仲介を爲すに止む。

ハ、必要に應じ賣止め、最低價格の決定を爲す。

ニ、生産の調節を爲す爲め各生産地方に對し、昭和五年六月に至る過去一箇年半の實生産額を基準として生産の割當を爲し其の統制費用として一反に付金二錢を積立て、生産割當額を越え生産せる場合は一定の超過費用を徴す。

ホ、共同販賣所は一定の取引業者を指定し組合員は指定者以外とは取引することを禁ず。

ヘ、縞三綾の検査は工業組合聯合會の検査に限ること。

統制實行の結果は製品價格の如きも上向きの傾向に在り注文の引合も多く業界一應の安定を見たものと認められ本委員会としては其の任務を達した譯で昭和五年十一月十二日附を以て廢止せられた。

(2) 羊毛工業改善委員會

本委員會は我國羊毛工業界の現状に鑑み之が合理化に依り其の缺陷を免除し斯業の振興を圖るの爲め、昭和五年七月以來取敢ずモスリン、毛糸、羅紗の生産並販賣の統制方法に付審議を進めたのであるが、其の具體案を作成する爲め特に小委員會を設け目下鋭意考究中である。

(3) 過燐酸肥料工業改善委員會

本委員會は我國に於ける過燐酸肥料工業の現状並に將來に於ける發展の可能性に鑑み、斯業の統制、合理化を圖るを目的とし設置せられたるものである。本委員會は各當業者間の協定に依り斯業の統制を圖るを必要と認め其の方法として現行重要輸出品工業組合法に依るを最も適當なりとの結論に達し、其の作成したる工業組合法定款要綱と共に其の趣旨を合理局長官宛報告するところがあつた。

右決議の趣旨に鑑み十一月十二日附商工省告示第五十五號を以て重要輸出品工業組合法に所謂重要輸出品として燐酸肥料の追加指定を見た。

(4) 造船業改善委員會

本委員會は前述の臨時産業審議會の答申に係る造船業統制に關する方策に基き更に詳細な具體的改善方法を考究し以て斯業の整理振興を圖ることを目的とし、營業者の外海軍、逓信、商工各省關係官を以て組織せられて居る。問題の性質上最後の決定を見るまでには相當の迂餘曲折があることゝ期待せらるゝが本委員會に於ては特に小委員を擧げて具體的事項に付審議を進め、た結果一應の成案を得た。

(5) 輸出縮工業改善委員會

本委員會は前述の縮三綾と同じく我が輸出縮織物中重要地位を占むる縮縮に就て其の統制を圖るのを其の目的とする、輸出縮縮は一箇年一千八百萬圓内外の生産があり其の中兩縮は全部を海外に輸出し片縮は其の三割餘を輸出し極めて普遍的に海外に市場を有するものであつて製品品質の維持、販賣方法の改善如何に依りては將來十分販路を開拓し得べきものである。然るに其の生産が主として中小機業家の手中に存する關係上無謀な競争に因る弊害が尠くないのであるが、本委員會は設置と同時に十一月十二、十三兩日に亘て審議し大體縮三綾の統制に準じて統制要綱並

に其の實行要綱を決定した。大體縮三綾の場合と同じく工業組合聯合會に統制部を置き昭和六年一月一日より統制事務を處理せしめることゝなつた。而して結局に於ては輸出縮縮の全部に對して統制を行ふ方針であるが差當りは先づ縮縮の内兩縮に付てのみ需給の調節及共同販賣を行ふことゝし兩縮以外の片縮に付ては當分の間は單に其の生産數量を統制部に届出せしむるに止めたのである。

尙鐵鋼業の問題に關しては別段委員會の設けは無いが特に顧問會に於て斯業統制の案が審議せられたのであつて、從來の政府が其の解決を困難とした。此の問題の解決に向つて努力して居るのである。固より種々の議論もあり各種の具體案が議せられたのであるが、我國製鐵事業の實狀に鑑み八幡製鐵所及民間製鐵所を打ち一丸とせる大合同會社を設立し、完全なる統制の下に徹底的合理化を圖り、設備の改善を行ひ原價の低下と品質の向上とに努むべしとの結論に達したのである。而して此の統制案は臨時産業審議會に於ても可決せられ其の意見として政府に向け答申せられたことは前述の通りである。

第四節 産業合理化實施普及の施設

前述の如く産業合理局は産業審議會と緊密なる連繫の下に各種委員會に於て種々具體的なる合理化方策に付審議考究して居るのであるが、尙一般に産業合理化の趣旨の普及徹底を期する爲め努力して

居る。即各地方に於ける産業合理化に關する講演會、講習會、展覽會等には各關係官に於て努めて出席し各地方廳及び民間關係團體と協調して趣旨の宣傳に努めて居る。又合理局各種委員會に於て決定した合理化の具體的方策は之を新聞紙、關係雜誌、パンフレット等に依り關係方面に周知徹底せしめる譯であるが、特に其の必要ある場合には専門の講師を派遣して實地に於て指導する等のことも豫定せられて居る。

三四

尙民間に於ける産業合理化運動に資する爲め本年度豫算から八千五百圓を日本商工會議所に交付した。同會議所に於ては東京商工會議所等とも連絡をとり、本年度に於ける産業合理化に關する事業としてパンフレットの發行、外國資料の翻譯刊行、講演會、講習會、展覽會等の開催、ポスター、標語等の作成等を行ふ手筈である。

第五節 國産品の使用奨励

國産振興に關しては從來に於ても政府並に民間團體に於て種々施設する所があつたのであるが、實際貸借の均衡を得せしめ金解禁後の時局に善處する爲めには更に國産品の使用を普及徹底せしむるの必要があるのである。前述の通り政府は臨時産業審議會に對し、「國産品愛用の普及徹底を期する爲採るべき方策如何」に付諮問するところがあり、其の答申を得たのであつたが、臨時産業合理局の設置と共に合理局に於て産業合理化に關する事務と共に、國産愛用に關する事務を掌らしめることとせら

れ且之れが實施上の事項を審議し該運動に遺漏なからしむる爲、學者、官吏、實業家等を網羅し局内に國産品愛用委員會が設けられたのである。

右國産品愛用委員會於ては先づ國産愛用運動に關する實施計畫要綱を決定し此の要綱に基いて内務省、文部省、地方廳及び民間關係團體とも密接な聯絡をとつて、運動の實施に當つて居る。其の主要を述べるに左の通りである。

(イ) 講演會、講習會に講師派遣

講演會は六大都市に於ては商工大臣、鐵道大臣、農林大臣、中島臨時産業合理局顧問其他諸氏を講師とし昭和五年六月第一聲を擧げ次に全國主要都市其他の地方に於ても講演會、講習會等を開催せしめ商工省其他より講師を派遣し既に開催を見たる道府縣は七十數個所に及んで居る。

(ロ) 内外品對比見本の選定

我國の工業は近年長足の進歩を爲し外國品に比し遜色なき優良品が相當多數製造せられて居るにも拘はず、國民は尙外國品崇拜の觀念に因はれ國産品を蔑視するの弊風があるので優良と認めらるゝ國産品を選定して外國品と對比し一般國民に展示することは、國産愛用の普及徹底上に最も有效且適切と認められるのである。其處で之を選定の爲め合理局の國産品愛用委員會委員中から特に専門家を以て國産品愛用小委員會を組織し、紡織品、金屬品、機械器具、化學製品、食品、雜製

三五

品其の他中より外國輸入品と比較して品質價格に於て對抗し得るもの六百十六點製造者二百九十一名を選定し、國産品愛用展覽會に貸與することとした。品目の選定は大體次の標準に據つた。

一、選定品種は内地に優良品あるに拘はらず、外國品の使用多いものに付日常生活に關係の多い一般的のもの並に運搬取扱に便利なるものを選定した。

一、製造者は品質、價格、工場設備、信用状態、經歷等を考慮し其の優秀なことが明かなものから選擇した。

一、選擇した製造者と協議して見本を提出せしめ國産品愛用委員會に於て實物に付て審査し之に合格したものを採用した。

(ハ) 内外品對比見本展覽會の開催

前記國産品愛用小委員會に於て選定した内外品對比見本の中五百點を一組とし同種のもの五組を製作し全國を五區に分つて夫々貸與し、同一區内は巡回展覽せしむることとした。尙各地方に對する見本等の貸與は日本商工會議所をして取扱はしむることとし、其の他國産愛用運動の爲の経費として、昭和五年七月十二月附臨時産業合理局より日本商工會議所に對し金八千圓の補助金を交付した。

(ニ) 印刷物の配布

國産品中(1)品質價格に於て輸入品と程度なく且現在の内地の生産能力が需要を満すに足るもの紡織品二十一點、金屬品二十三點、機械及器具類六十二點、化學製品七十六點、飲食品十六點、雜品四十五點其他三點(2)品質價格に於て輸入品と程度ないが現在の状態に於ては内地の生産力が需要を満すに足らざるもの金屬製品十點、機械器具十點、化學製品二十點、飲食品三點其他一點(3)品質又は價格に於て多少輸入品に劣るが國産愛用に依り生産増加するに於ては輸入品と程度なきに至る見込の確實なもの紡織品一點、金屬製品一點、機械器具、化學製品各三點、雜製品其他各一點、に關する輸入關係を調査し之を取纏め印刷して關係方面に配付し國産愛用宣傳の一助と爲した。

(ホ) 宣傳用活動寫真映畫の作製

國産愛用宣傳の爲の活動寫真「フィルム」を日本商工會議所に依頼して製作せしめたのであるが、同所は大日本活動寫真映畫協會及本省と協力し「國産進軍」なる映畫を製作した。臨時産業合理局に於ては該「フィルム」九組を購入して各地に貸與宣傳の資料として居る。

(ヘ) 宣傳標語の作製

宣傳標語は東京日日新聞、大阪毎日新聞及日本商工會議所に製作を依頼したのであるが、東京日日新聞、大阪毎日新聞は昭和五年七月十一日と七月二十日との二回に亘り之れが懸賞募集を爲し七月二十二日締切迄に懸賞數實に五十二萬四千通の多數に及び厳密審査の結果「ぜひ國産!」以下を當

選せしめ嘗選の「ぜひ國産」は小型紙に印刷し各地に配付宣傳した。

(ト) 宣傳用「ポスター」の作成

宣傳用「ポスター」も亦東京日日新聞、大阪毎日新聞及日本商工會議所に製作を依頼したのであるが、東京日日新聞、大阪毎日新聞は八月十三日及八月二十一日の二回に亘り該圖案の懸賞募集を廣告し、九月五日募集を締切つた處懸賞二萬六千七百餘通に達し審査に専門家を聘し嚴選の結果十月四日入選者を發表した。入選一等「ポスター」は東京日日新聞、大阪毎日新聞に於て七萬枚、佳作の一は日本商工會議所に於て三萬枚合計十萬枚を印刷に付し東京日日新聞、大阪毎日新聞印刷の内四萬枚、日本商工會議所印刷の二萬枚を臨時商業合理局に買上關係方面に配付することとした。

第六節 工業品の規格統一

(一) 工業品の規格統一

工業品に於て其の品質、形狀寸法、試験方法等の規格を統一することに依り製品の種類を減じ交換可能性を増すこととなり生産方面に於ては、同種多量の生産に依り品質を精良にし生産費を低減し又販賣及需要方面に於ては材料及用品の彼此流用、貯藏數量の減少等に依り資金の浪費を省く等效果極めて大なるものがある。工業品の規格統一は實に所關技術的合理化の根本基礎を爲すものであつて、英、米、獨其の他主要産業國に於ては何れも之が爲めの中央機關を有して此の事業に努力

して居るのである。我國に於ける其の中心機關は大正十年設置せられた工業品規格統一調査會であつて、從來其の事務は商工省工務局の所管であつたが、臨時産業合理局の設置と共に合理局の所管に移つたのである。

(二) 工業品規格統一調査會

本會の構成は會長を商工大臣、副會長一人、委員七十人以内を以て組織し必要に應じ臨時委員を置くことを得となつて居る。現在の副會長は商工次官、委員及臨時委員は政府七省の技監、部局長、高級技師、十五の學會、協會及關係の團體主なる工場の幹部等約七十名であり此外幹事六名及書記十名がある。尙當局に數名の規格統一に關する專任職員が置かれてある。而して本會設置以後總會を開いたこと九回部會及委員會を開いたこと八百四十五回（其の日數九百八十四日）の多きに達し決定した規格は工業上重要な材料及機械部分品等一二三件（獨逸の如く各品種別に規格番號を附するときは約三〇〇件となるべし）であつて次の通りである。

土木建築工業	一一
機械工業	二九
電気工業	一〇
船舶工業	一四

製鐵業	二六
非鐵金屬業	一八
化學工業	一〇
林業	二
製紙工業	一
雜工業	二

四〇

(三) 決定規格の普及

次に決定規格は商工省告示(各省大臣連署)を以て公布し各省に於て購入又は製造する物品には之を適用し以て民間に其の範を示すことゝなつて居る。尙決定規格を一定様式に印刷したものを諸官廳、諸學會、協會、工場等に配布し其の他種々の方法に依り規格の周知を圖り以て其の實行普及に努めて居る最近各省府縣主なる工場等に付規格の實行状況を調査した處に依ると、實施の最も進んで居る處は事業官廳であつて就中陸海軍、鐵道、逓信、内務の各省及製鐵所は既に大部分之を實施し、尙爾餘のものに付ても實施準備中のものがあり、又道府縣市等に於ても規格の實施に努め告示其の他の方法に依りて公示して一般に其の實施を推奨して居る處が多い、民間工場に於ても一般に規格統一の必要を認め之を實行するもの漸次増加し官報で規格の告示公布前に其の準備に着手する

爲規格の内示を希望するものも増加する有様である。

第三章 合理化思想の普及

臨時産業合理局が、本年の六月設置されてから僅かに半歳を經過したに過ぎず、其の成績は素より今後に於て期待されるべきものが多いのであるが、此の短期間に於ても各種委員會の事業相當に進捗して居ることは前述の通りであり、殊に當局が應急的施設として最も急速にその機運醸成に力を注いでゐる中小工業統制の機運は、輸出綿布工業改善委員會が去る八月綿三綾工業の統制案を作成發表實施して以來、漸次醱酵し、去る十一月には輸出綿縮工業の統制案が決定されたが、更に、其の他の工業の間にも統制の機運醱酵しつつあるは、合理局が急速に綿三綾工業の統制を實施してその業績を各種中小工業者に目撃せしめ、當業者の自覺によつて中小商工業の統制合理化の實現を圖らんとせる計畫が成功せるものと見られると思ふ。

當業者の見地よりするも、國民經濟全體からの觀點からも、統制を利益とすること疑なき企業でも、一部の人々の無理解な又は我儘な主張から、合理化の實現出来ない場合もあるが、現在に於ける我國の法制では、例へば重要輸出品工業組合法の適用を受ける場合を除くの外その一部の人々を強制して統制に服させることは出来ないことになつてゐるので、大部分の企業者が賛成してゐても一部の反對

の爲めに、統制が實現しないことがある。斯様な場合には當局としては當業者の自覺を待つより外ないが、其の他統制を徹底せしめる手段方法に付ては種々の問題があり統制委員會に於て、企業統制に關する法律案に關し一應の成案を得たことは前述の通りであつて若し其の法律案が制定實施されれば、無謀な一部の人の反對によつて統制が實現出來ないと云ふ様な場合に於ても適當な方法が講じ得られることと思ふ。

四二

尙臨時産業合理局は凡ての企業の各々に付て一々其の合理化の具體策を考究し、之を實行せしめよと云ふのではない、斯くの如きは不可能でもあり又最初から目的とするところでもない、只合理局が世話役となつて二三企業の合理化案を決定することにより、産業界に合理化の機運を促進し、合理局が餘り手出しをすることなくして、産業それ自體の自發的意志によつて合理化を實現せんことを期待する次第であるが、産業界は目下合理化時代とも云ふべく、各種言論機關の理解ある宣傳と、眼醒めたる企業家の努力とに依つて、著しく合理化の機運が促進されてゐることは事實である。例へば最近關西側洋灰の統制及び東洋紡績と大阪合同紡績の合同の實現したるが如き、合理局と離れて統制合理化を實現せる一例と云へよう。

附 録

の爲めに、統制が實現しないことがある。斯様な場合には當局としては當業者の自覺を待つより外ないが、其の他統制を徹底せしめる手段方法に付ては種々の問題があり統制委員會に於て、企業統制に關する法律案に關し一應の成案を得たことは前述の通りであつて若し其の法律案が制定實施されば、無謀な一部の人の反對によつて統制が實現出来ないと云ふ様な場合に於ても適當な方法が講じ得られることと思ふ。

四二

尙臨時産業合理化局は凡ての企業の各々に付て一々其の合理化の具體策を考究し、之を實行せしめようと云ふのではない、斯くの如きは不可能でもあり又最初から目的とするところでもない、只合理化が世話役となつて二三企業の合理化案を決定することにより、産業界に合理化の機運を促進し、合理化が餘り手出しをすることなくして、産業それ自體の自發的意志によつて合理化を實現せんことを期待する次第であるが、産業界は目下合理化時代とも云ふべく、各種言論機關の理解ある宣傳と、眼醒めたる企業家の努力とに依つて、著しく合理化の機運が促進されてゐることは事實である。例へば最近關西側洋灰の統制及び東洋紡績と大阪合同紡績の合同の實現したるが如き、合理化と離れて統制合理化を實現せる一例と云へよう。

附 録

臨時産業審議會官制(勅令 第三三號 昭和五年一月二十一日)

第一條 臨時産業審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ産業ノ合理化其ノ他産業振興ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 審議會ハ會長一人、副會長二人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

臨時産業審議會職員名簿(昭和五年十一月十日現在)

會長(勅命) 内閣總理大臣 濱口 雄幸 勲町、永田、二ノ一
副會長、委員及臨時委員ハ之ヲ勅命ス
第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長共ノ職務ヲ代理ス
第五條 審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事長ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ掌理ス
幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ整理ス
第六條 審議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ職務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

副會長
委員

二	農林大臣	町田忠治	牛込、南親、七三	牛(銀)二五〇六
三	商工大臣	依田孫一	赤坂、新坂、六	青(銀)六四九〇
四	逓信大臣	小泉又次郎	府下、南品川、五ノ七五	高(銀)六〇八九
五	正六位	松永安左衛門	府下、落合、下落合、三六七	大(銀)〇二九一
六	正六位	各務謙吉	小石川、大塚窪、二	小(銀)〇九六四
七	從三位	新波忠三郎	本郷、駒込曙、一六	小(銀)〇〇四四
八	勳三等	根津嘉一郎	赤坂、青山南、六ノ一一五	青(銀)二五六〇
九	正六位	串田萬藏	麹町、永田、一ノ一七	銀(銀)〇一一八
一〇	正四位	助二男	麹町、上二番、二八	九(銀)〇五七二
一一	大藏大臣	井上準之助	麻布、三河台、三一	赤(銀)〇一二〇
一二	從五位	池田成彬	麻布、永坂、一	赤(銀)〇二七五
一三	正六位	助三男	大阪市南區順慶町二ノ五一	下(銀)〇四三七
一四	正三位	助三子	下谷、谷中清水、一	實(銀)六三三五
一五	從六位	阿部房次郎	兵庫縣武庫郡住吉村反高林	實(銀)〇三三八
一六	從四位	助四男	麻布、木村、二四	
一八	從五位	助二男	府下、千駄ヶ谷、原宿三四四	
一九	從四位	助三男	兵庫縣武庫郡本庄深江一一六	

(通知先)日本橋區通二丁目住友會東京支店

臨時委員
幹事長
幹事

二〇	勳三等	木村久	牛込、辨天、七六	牛(銀)三二九〇
二一	正五位	助二等	府下、千駄ヶ谷、七六三	青(銀)〇二九一
二二	正六位	助六等	麻布、富士見、一七	高(銀)五五六二
二三	拓務大臣	松田清治	府下、青山登田、四	青(銀)五〇〇〇
二四	從三位	助三等	牛込、藥王寺、四三	牛(銀)〇四六五
二五	正六位	助三位	麻布、北日ヶ窪、四三	赤(銀)一六二六
	商工次官	田島壽太郎	府下、淀橋角筈、四二七	四(銀)〇〇九四
	内閣書記官	館野晋二	麹町、永田、二ノ一	銀(銀)一九四〇
	社會局長官	吉田茂	府下、西巢鴨、宮仲、二二一八	大(銀)一七〇八
	大藏省理財局長	富田勇太郎	麻布、木村、三九	高(銀)六〇四七
	海軍少將	松下篤	牛込、市ヶ谷砂土原、三ノ一七	牛(銀)五〇四一
	農林省農務局長	石黒忠篤	牛込、湯場、一七	牛(銀)〇四九一
	農林省水産局長	長瀬貞一	府下、荏原、戸越、九〇	高(銀)六二七〇
	商工省商務局長	川久保修吉	府下、澁谷、若木、一八	青(銀)〇九五〇
	商工省工務局長	吉野信次	小石川、駕籠、一五八	大(銀)二二〇七
	商工省鑛山局長	福田庸雄	本郷、駒込駒坂、三二七	小(銀)五六〇九
	製鐵所技監	野田誠雄	八幡市高見町官舎	

逓信省電氣局長	富	次	府下、西果嶺、池袋、一〇七〇	大(86)〇〇七八
逓信省管轄局長	侯	隆	麹町、下二番、七〇	九(86)〇五六〇
鐵道省總理局長	後	次	府下、瀧野川、田端、六三三	小(86)二〇〇二
拓務省拓務局長	郡	智	府下、世田ヶ谷、一一九九	青(86)〇四四四
	山			

臨時産業審議會諮問事項

(一)

昭和五年二月三日

内閣總理大臣 濱口雄幸

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

諮問第一號

時局ニ鑑ミ我經濟界立直シノ爲企業ノ統制ヲ必要トスル
産業竝ニ其ノ統制ノ方策如何
右貴會ニ諮問ス

說明

金解禁後ノ時局ニ處シテ我經濟界ノ更生ヲ期スルガ爲ニハ歐洲大戦中ニ急激ニ膨脹シタル我産業ノ各部門ニ付十分ナル調査研究ヲ爲シテ現下ノ平時經濟ノ下ニ於ケル國
濟的經濟競争ニ堪エ得ル様統制ヲ加フルノ要アリ同一産
業ニ過大ナル資本ノ投下セラル、ガ如キ又我國ノ産業上
重要ナル地位ヲ占ムル中小工業ニ於ケル無節制ナル競争
ノ如キ此ノ際特ニ之カ是正ノ途ヲ講セサルヘカラス即チ
各種産業ニ於ケル企業ノ合同聯合ヲ促進シ中小企業ニ適
當ナル統制ヲ加フル等ハ緊急施設ノ要アルモノト認ム依
テ此ノ際國民經濟ノ大局ヨリ見テ統制ヲ爲スコトヲ最モ
急務トスル産業ヲ決定シ之カ統制ノ方策ヲ樹立セントス

四六

(11)

昭和五年二月三日

内閣總理大臣 濱口雄幸

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

諮問第二號

製品ノ規格統一及單純化共ノ他生産技術及管理經營方法
等ノ改善ニ依ル能率増進ノ徹底的實行ヲ期スル方策如何
右貴會ニ諮問ス

說明

我現下ノ經濟界ノ情勢ニ鑑ミ國際貸借ノ改善ヲ期スルカ
爲ニハ各種産業ニ付生産費ヲ低下シテ良品ヲ廉價ニ供給
スル途ヲ講セサルヘカラス製品ノ規格統一及單純化ヲ爲
シテ單種多産ヲ實行スルカ如キ生産技術ノ向上經營方法
ノ改善販賣方法ノ合理化ヲ圖ルカ如キハ最モ急務ノ要ア
リ而シテ之等ノ方法ニ付テハ各企業内部ニ於テ既ニ實施

(11)

昭和五年二月三日

内閣總理大臣 濱口雄幸

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

諮問第三號

産業合理化ノ實行上特ニ施設スヘキ産業金融改善ノ方策
如何
右貴會ニ諮問ス

說明

産業合理化ノ方策トシテ企業ノ合同聯合ヲ促進スルカ爲
又ハ機械設備ノ改善ヲ爲スカ爲ニハ之ニ必要ナル金融ノ
途ヲ講スルノ要アルコト言フ俟タズ殊ニ中小企業ノ大多
數ハ其ノ資力信用ニ於テ十分ナラサルモノアルヲ以テ其

四七

ノ要特ニ緊切ナルモノヲ

(四)

昭和五年二月三日

内閣總理大臣 濱口雄幸

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

諮問第四號

國産品愛用ノ普及徹底ヲ期スル爲採ルヘキ方策如何

右貴會ニ諮問ス

說明

近時我産業界ノ發展ニ伴ヒ優良ナル國産品ノ生産セラ
ルモノ其ノ多キヲ加ヘ從テ其ノ使用モ漸ク普及シツ
ハアリト雖モ金解禁ノ難局ニ處シ我經濟界ノ進展ヲ期ス
ルカ爲ニハ更ニ徹底的ニ國産品ノ使用ヲ普及セシメ輸入
品ヲ防遏スルコト緊要ナリ依テ國産品愛用ノ普及徹底ヲ
期スルニ付最モ有效ニシテ適切ナル方策ヲ樹テ之カ實行

ヲ期セムトス

四八

臨時産業審議會答申

昭和五年四月二十日

臨時産業審議會諮問第二號特別委員長 志村源太郎

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

特別委員ハ諮問第二號製品ノ規格統一及單純化其ノ他生
産技術及管理經營方法等ノ改善ニ依ル能率増進ノ徹底的
實行ヲ期スル方策如何ニ目下鋭意審議中ノ處今般急進實
施ヲ要スト認ムル事項ニ關シ慎重審議ノ結果別紙答申案
ヲ議決致候條此段不取敢及報告候

諮問第二號ニ對スル答申案

能率増進ノ徹底的實行ヲ期スルノ方策ハ頗ル多岐ニ互ル
ト雖當リ左ノ事項ハ我産業界ノ現狀ニ鑑ミ急務ヲ要ス

ルモノト認ム

一 製品ノ規格統一

製品ノ規格統一ニ就テハ從來政府ニ於テモ相當施設
セラルトコロアリト雖未ダ一般ニ之カ普及ヲ見ル
ニ付遺憾ノ點尠カラズ依テ政府ハ有力ナル民間當業
者團體又ハ學會等ト協力シ規格案ヲ作成スルト共ニ
其ノ普及ヲ徹底セシムル爲メ製造業者、消費者其ノ
他民間團體等ヲ以テ規格普及ヲ目的トスル協會ヲ組
織セシムル等適切ナル方法ヲ講スルコト

二 單純化

單純化ニ關シテハ製造業者、販賣業者、消費者其ノ
他利害關係者ヲ以テ特別ナル調査機關ヲ組織シ商
品、容器類ノ品種、帳簿證券類ノ様式、各種取引單
位等ニ付急務要スルモノヨリ順次之方單純化ヲ決定
スルコト而シテ其ノ決定セル品種、様式若ハ單位ハ

廣ク各種ノ民間團體ヲ利用シ其ノ實行ノ普及ヲ圖ル
コト

三 官廳購買ノ統制

官廳ハ國家最大ノ需要者タルノ事實ニ鑑ミ其ノ用品
ノ規格ノ統一及品種ノ單純化ヲ圖ルハ一般ニ製品ノ
規格統一及單純化ノ普及ヲ促進スル上ニ於テ極メテ
必要ナリト認ム又契約書式及入札書式類ノ統一等ヲ
圖リ其ノ事務ノ實際ヲ改良スルノ要アルノミナラス
更ニ進ミテハ各官廳間ノ購買ヲ連絡統制シ又ハ共同
購入ヲ促進スルカ如キ最モ重要ナル施設ト認ム依
テ政府ハ各官廳ノ代表者及學識經驗アル者ヲ以テ一
ノ委員會ヲ組織シ以上ノ官廳購買ノ統制ニ關スル種
々ノ方策ニ付調査考究スルコト

四 從業者教育ノ改善

産業ニ從事スル者ノ教育ノ改善ハ産業ノ振興ヲ期ス

四九

ル上ニ於テ最モ必要ナルコト勿論ナリト雖特ニ我國ノ現状ニ鑑ミ從業者ヲシテ能ク産業ノ眞精神ヲ理解シ勞資共榮ノ實ヲ舉ケシムルト共ニ實際的技術ヲ會得セシムルノ要アリ依テ右ノ點ニ關シ適切ナル方法ヲ講スルコト

五 科學的管理法ノ徹底

科學的管理法ニ關スル具體的細目ハ頗ル多岐ニ互ルト雖現下我國産業ノ實情ニ徴シ最モ適切ナル方法ヲ採用スルコトヲ主眼トシテ各種資源ヲ科學的、經濟的ニ利用スルト共ニ從來ノ傳統的方法ニ拘束セララルコトヲナク技術、經營ノ方法並ニ組織ニ互リ合理的ニ材料、勞務ノ最高能率ヲ發揮スルコトヲ期スルコト最モ緊要ナリ依テ之カ方法ニ付調査研究スルコト六 需給ノ調節並ニ配給及消費經濟ノ改善科學的方法ニ依リ豫測セララルル需要ニ應シテ各種ノ

生産設備等ヲ適當ニ整理シ以テ生産ト消費トノ均衡ヲ圖ルコトハ實ニ産業合理化ノ根本眼目ヲ爲スモノナリ而シテ配給ニ付テハ其ノ経路ヲ整備スルト共ニ一般ノ消費經濟ニ關シテハ各種ノ無駄ヲ排除シ生活ヲ合理的、計畫的ニ規律スルノ餘地アルヘシ要スルニ國民經濟的見地ヨリシテ以上ノ諸點ニ關シ改善ヲ要スヘキトコロ多キヲ以テ之ニ付適切ノ方法ヲ講スルコト

以上ハ能率増進ノ方策ノ二三ヲ掲グルニ止リ其ノ具體的細目ニ付テモ更ニ考究スルノ要アリト認ム抑々能率増進ノ徹底的實行ヲ期スル爲メニハ企業ノ合成聯合ニヨリ多量單種生産、工業ノ分業化、優秀工場ノ集中化等ニヨリ招來スヘキトコロ最モ多ク殊ニ教育、交通、金融ノ各方面ニ互ニ諸般ノ施設ト關連スルトコロ大ナリトス故ニ官民産業機關ノ各般ニ互ニ協力シテ調査研究ト指導トヲ圖

ルノ要アルヲ以テ各産業機關ノ連絡統制ト指導厚生トヲ圖ル中央ノ調査審議機關ヲ設ケ關係各官廳ニ於テ從事スヘキ産業合理化ノ實行ニ資シ民間産業ノ統制ト能率ノ増進ヲ期スルモノヲラシムルノ要アリト認ム故ニ政府ハ速カニ其ノ施設ヲ爲スト共ニ政府部内ニ實行機關ヲ急設シ左ノ點ニ付特ニ留意セラレンコトヲ望ム

- 一 諸般ノ調査實行ハ迅速ニ遂行シ得ル様實行機關ノ組織、權限及經費ヲ整備スルコト
- 二 實行機關ノ中樞ニハ民間各方面ノ學識經驗アル者ヲ参加セシムルコト
- 三 重要ナル事項ニ付テハ各事項別ニ常設ノ調査委員會ヲ設クルト共ニ必要アルトキハ各業種別ニ臨時ノ調査委員會ヲ設クルコト右調査委員會ニ於テハ主トシテ實際家ヲシテ調査立案ニ當ラシムルコト

又能率増進乃至産業合理化ノ徹底的實行ハ要スルニ我國

民經濟ノ根本的立直シヲ目標トスルモノナラヲ以テ之ニ處スルニ當リテハ官民共ニ精神の準備ヲ必要トス即各種産業相互間乃至各從業者互ニ協同の精神ヲ以テ行動スヘク自己一部ノ努力ハ國民經濟全般ノ利益ニ合致スルヲ要ストノ自覺ニ徹底シ會社經營ノ衝ニ當ルモノハ常ニ公益ヲ念トシ資産ノ銷却、利益ノ保留積立等ニ關シ合理的基礎ノ下ニ經營スルノ要アリ從テ政府ニ於テモ税法及商事規定ノ改正ニ付特ニ考慮ヲ加ヘラルルコトヲ最モ緊要ナリト認ム

昭和五年四月二十五日

臨時産業審議會諮問第一號特別委員長男爵郷誠之助

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

特別委員ハ諮問第一號時局ニ鑑ミ我經濟界立直シノ爲企業ノ統制ヲ必要トスル産業並ニ其ノ統制ノ方策如何、諮問第三號産業合理化ノ實行上特ニ施設スヘキ産業金融改

善ノ方策如何ニ付目下鋭意審議中ノ處今般其ノ一部トシ
テ急進實施ヲ要スト認ムル事項ニ關シ慎重審議ノ結果別
紙答申案ヲ議決致候條此段不取敢及報告候

諮問第一號及第三號ニ對スル一部答申案

企業ノ統制並ニ産業金融ノ改善ニ關スル具體的方策ハ頗
ル多岐ニ亙ルヘシト雖我産業界ノ現狀ニ鑑ミ中小工業ノ
統制並ニ其ノ金融改善ニ付テハ此際最モ考慮スルノ要ア
ルヘシ左ニ掲クル事項ハ差當リ急進ヲ要スルモノト認ム
第一 中小工業ノ統制ニ關スル事項

一 企業統制ハ重要輸出品ニ限ラス一般重要工業品ニ
及ホスヲ適當トス

現行制度ニ依レハ重要輸出品ニ限り工業組合法
ヲ認メ之ヲ統制ヲ關ルト雖内地向工業品中ニ於テ
モ之ヲ統制ヲ關ルノ要大ナルモノアルヲ以テ輸出

品タルト内地向工業品タルトヲ問ハス一般重要工
業品ニ對シ企業ノ統制ヲ關ルヲ適當ト認ム

二 企業統制ノ機關ハ工業者ノ組合團體ニ據ルヲ可ト
ス

雜然タル中小工業ノ統制ノ徹底ヲ期スルカ爲ニハ
國家權力ノ直接ノ規律ニ依ツコトモ考ヘラレサル
ニアラスト雖寧ロ利害關係ヲ同ウスル同業者ノ組
合制度ヲ認メ自治的ニ統制ヲ關ラシムルコトヲ適
當トス而シテ我國中小工業ノ現狀ニ鑑ミルニ斯ク
同業者ノ組合制度ヲ認メ之ヲ鞏固ナラシムルコト
ハ實ニ我中小工業ノ健全ナル發達ヲ策スル所以ノ
途ナリ

三 工業組合ノ組織ノ大綱ハ左ノ如クスルヲ適當トス
(イ)工業組合ハ任意加入ノ組織トシ企業統制ノ必
要アル場合ニハ其ノ統制ニ必要ナル事項ニ限り

組合員外ニモ取締制限ヲ及ホシ得ルコトトスル
コト

右ニ付テハ現行重要輸出品工業組合法第八條ヲ
修正シテ其ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

強制加入ノ制度ハ組合員ニ對シ企業統制ノ徹
底ヲ期スル一ノ方策ナリ然レトモ賣場シ粗製
濫造等ノ弊アル中小工業ノ統制ヲ圖ル爲ニハ
製品ノ検査取締ヲ爲スニ止ラス進テ各種ノ經
濟的共同事業ヲ併セ行ヒ製造販賣ノ組織ヲ改
善スルコト極メテ必要ナリ之等ノ共同事業ヲ
行フ爲ニハ強制加入ノ制度ハ適當ナラス寧ロ
任意加入ノ組合組織ト爲シ企業統制上必要ア
ル場合ニ限り組合員外ノ者ニモ組合ノ統制ヲ
及ホスヲ可トス

「参照條文」重要輸出品工業組合法第八條

營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲特ニ必要ト認ム
ルトキハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
工業組合ノ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組
合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル
者ヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ
依ラシムルコトヲ得

(ロ)工業組合制度ノ適用ヲ認ムヘキ重要工業品ノ
範圍ハ主務大臣之ヲ指定スルコト

(イ)工業關係同業組合ヲ今直チニ整理解散スルコ
トハ困難ナルヲ以テ工業組合員ハ同業組合ニ加
入セス又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得シメ漸次同
業組合ノ整理ヲ爲スコト

「参照條文」重要輸出品工業組合法第九條
工業組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關ス
ル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加

入セス又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得

中小工業者ニ關シテハ現ニ重要物産同業組合法、重要輸出品工業組合法等アルハ複雜ニシテ時勢ノ進退ニ副ハサル憾アルヲ以テ成ル可ク適當ニ之ヲ整理スルノ要アルヘシ

(ニ)全國的統制機關ハ工業組合ノ聯合會ヲシテ之ニ當ラシムルコト而シテ同聯合會ハ原則トシテ同種ノ工業組合ヲ以テ組織スルモ特別ノ事由アルトキハ工業組合ニ非サル工業者モ之ニ加入シ得ルノ途ヲ拓クコト

工業組合ハ中小工業者ノ組織スルトコロニシテ大企業者ハ必スシモ之ニ加入スルヲ要セサルモ聯合會ヲ組織シテ全國的ニ企業統制ヲ行フニ當リテハ企業統制ヲ維持スル爲ニ必要アル場合ニハ大企業者モ之ニ加入シ得ルノ途ヲ拓

ク要アルヘシ

四 企業統制ヲ徹底セシムル方法

尙中小工業ニ對スル統制ヲ徹底セシムルカ爲ニハ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フノ要アリト認ム

(イ)工業組合ノ地内ニ於テ生産ニ係ル重要工業品ハ國營検査品(道府縣營検査品ヲ含ム)ヲ除キ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得サラシムルコト
(ロ)同業者ノ不正不當ナル競争ヲ防止シ企業ノ統制ヲ固ル爲組合中取締規定ヲ設ケ法規定款違反者ニ對シ有效ニシテ且ツ適當ナル制裁ヲ加フルコト

(ハ)新製品ノ保護ノ爲例ヘハ組合ニ於テ意匠登録ヲ爲スカ如キ、或ハ組合員ノ製品ニ對スル責任ヲ

確立スル爲製造者又ハ組合ノ商標ヲ使用スルコト等ハ企業統制ヲ確保スル上ニ於テ望マシキコトナルモ差當リ組合ノ自治的施設ニ委スルヲ可トス進ミテ法令ヲ以テ類似品ノ製作ヲ取締リ商標ノ貼附ヲ強制シ若ハ其ノ除去ヲ取締ルカ如キハ不正競争ニ關スル一般法制ヲ樹立スル際考究スルヲ適當トス

第二 中小工業ノ金融改善ニ關スル事項

中小工業ノ金融改善ノ方策トシテハ固ヨリ各種ノ事項ヲ舉クルコトヲ得ヘシト雖結局難然タル中小工業ノ金融ハ其ノ同業者協同ノ組合ヲシテ之ニ當ラシムルヲ最モ適當トス而シテ此ノ組合ニ依ル資金融通ヲ潤滑ナラシムル爲ニハ前記ノ如ク組合制度ヲ整備スルト共ニ更ニ金融上左ノ施設ヲ講スルコトヲ要ス

一 工業組合ノ事業ノ範圍ヲ製品ノ検査取締及事業經

二 工業組合ノ擔保力ヲ増ス爲左ノ方法ヲ講スルコト

(イ)共同設備ヲ一層獎勵スルコト
工業組合ノ共同設備ニ對シテハ從來政府ニ於テモ相當之方保護獎勵ヲ圖リツツアリト雖斯ノ如キ組合ノ共同設備ハ製品ノ改良統一ヲ期スルニ必要ノ施設ナルト共ニ一面組合ノ基礎ヲ鞏固ニシ組合ノ

營上ノ制限、共同設備、共同購入、共同販賣等ノ外組合員ノ貯金ノ取扱、産業資金ノ貸付、組合員ノ資金融入ニ對スル保證業務、倉庫事業等ニモ及ホスコト
新ナル工業組合制度ヲ以テ中小工業ニ對スル金融ノ一ノ方策トシテ利用スル必要上組合ノ事業トシテ組合員ノ貯金ノ取扱、産業資金ノ貸付、組合員ノ資金融入ニ對スル保證業務等ノ如キモノヲモ行ハシムル必要アルヘシ

物的擔保ヲ増シ組合金融ヲ圓滑ナラシムル手段ナ
ルヲ以テ政府ニ於テハ一層之カ施設ヲ奨励スルノ
要アルヘシ

(ロ)組合ノ責任ヲ擴張シ組合員ヲシテ出資額ノ外
一定ノ保證責任ヲ負ハシムル組合組織ヲ認ムルコ
ト

現行工業組合制度ニ依レハ組合員ハ出資額ヲ限
度トシテノミ責任ヲ負フニ止マルト雖今若シ組
合員ヲシテ出資額ノ外一定限度ノ保證責任ヲ負
ハシムルコトトセハ組合ノ責任ヲ擴張シ組合金
融ニ資スルトコロ大ナルモノアルヘシ依テ保證
責任組織ノ組合ヲ認ムルヲ可トス

〔參照條文〕産業組合法第二條

産業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保

證責任ノ三種トス

無限責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其
ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ
組合員ノ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ有限責任
組合ニ在リテハ組合員ノ全員ハ其ノ出資額
ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ、保證責任組合
ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済
スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員
カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ
責任ヲ負擔ス

三 政府ニ於テモ更ニ金融上左ノ施設ニ付考慮ヲ拂フ
コト

(イ)工業組合中央金庫ヲ設クルコト

中小工業ニ對スル金融ヲ單ニ普通ノ金融機關ニ
委スルノミニテハ到底不充分ナルヲ免レス之カ
爲特別ナル金融機關ヲ設クルハ最も適切ナルヘ

シ現ニ産業組合ニ對シテハ中央金庫ノ制アリト
雖工業組合カ之ニ加入スルコトハ沿革上眞ニ實
際上困難ナル事情アリト認メラル依テ若シ工業
組合ニ對シ其ノ出資ヲ以テ特別ナル中央機關ヲ
設ケ政府ニ於テ、出資資金ノ融通等ノ形式ニ依
リ相當助成スルヲ得ハ中小工業金融ノ改善上資
スルトコロ大ナルヘシ

(ロ)特殊銀行ヲシテ特ニ中小工業ノ金融ヲ便ナラ
シムルコトヲ目的トスル特別ノ機關ヲ設ケシムル
コト

工業ニ對スル特別ナル金融機關トシテハ現ニ日
本勸業銀行、日本興業銀行等アリト雖之等ノ特
殊銀行ヲシテ自ラ中小工業ノ金融ニ當ラシムル
コトハ實際ノ事情ニ鑑ミ適切ナラス故ニ之等ノ
特殊銀行ヲシテ中小工業金融助成ノ爲特別ナル

希望意見

一 複雑ナル現行組合制度ヲ整理スルコト(前掲 第
一、三、(ハ)參照)

二 組合制度ニ依リ金融其ノ他各種ノ共同事業ヲ行ヒ
企業ノ統制ヲ爲スニ當リテハ之カ效果如何ハ其ノ運
用ノ術ニ當ル組合理事者ノ如何ニ係ルヲ以テ組合理
事者ノ選任ニ付テ充分ノ注意ヲ拂フト共ニ組合ノ事
業執行ニ關シ指導監督ヲ勵行スルコト

昭和五年六月九日

臨時産業會議會諮問第二號特別委員長 志村源太郎

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

特別委員ハ諮問第四號國産品愛用ノ普及徹底ヲ期スル爲
探ルヘキ方策如何ニ付慎重審議ノ結果別紙答申案ヲ議決
致候條此段及報告候

諮問第四號ニ對スル答申案

我國ニ於ケル工業ハ歐米先進國ノ工業ノ移植又ハ模倣ニ
因リ發達シタルモノ多ク從テ一般ニ輸入品ヲ尊重スルノ
傾向ヲ顯致シタルコト亦已ムヲ得サルトコロナリ然リト
雖既ニ我國工業モ相當發達シ國産品中品目ニ依リテハ輸
入品ニ比シ品質及價格ノ上ニ於テモ毫モ遜色ナキモノ多
キ今日ニ在リテモ因襲ノ久シキ尙未タ盲目的ニ輸入品ヲ
以テ國産品ヨリモ優良ナリトスル風習牢固トシテ拔ケサ
ルモノアリ右ノ弊風ヲ打破スル爲從來政府ニ於テモ國産
品ノ使用奨励ニ關シテハ相當施設スルトコロアリト雖我

國經濟界ノ現狀ニ鑑ミ之ヲ一層徹底セシムル必要アリ左
ノ事項ハ之カ爲差當リ急務ヲ要スルモノト認ム

一 優良國産品ノ選定

國産品ノ使用普及ヲ圖ルニ當リテハ現ニ我國産品中
品質及價格ニ於テ外國品ニ劣ラス十分之ニ代用シ得
ルモノノ種目ヲ一般ニ周知セシムルノ要アルコト、
之カ手段ハ固ヨリ種々アルヘシト雖各種ノ民間有力
團體ヲシテ之カ選定ノ任ニ當ラシメ權威アル機關ノ
審査ヲ經テ一般國民ニ示スコトノ如キハ其ノ最有效
適切ナル方策ノ一タルヘシ更ニ進ミテ國家カ特別ノ
機關ヲ設ケ民間業者ノ申請ニ依リ内外品ノ品質ニ比
較檢定ヲ爲スカ如キモ相當考慮ヲ要スル問題ナルヘ
シ

二 官廳用品等ノ國産品充用

官廳用品ノ國産品充用ニ關シテハ曩ニ會計法ノ特例

優良國産品ニシテ現ニ外國品ノ如ク認識セラレ居ル
モノアリ依テ斯ル商品ニ付テハ一般國民ヲシテ其ノ
誤解ヲ解キ國産品ノ眞價ヲ知ラシムル爲商品ニ國産
品タルコトヲ識別スルニ足ルヘキ表示ヲ爲サシムル
コト

四 固有國産品ノ輸出奨励

我國固有ノ工業ニハ優秀ナル技術、經驗ノ存スルモ
ノ多シ依テ之等永キ歴史ヲ有スル本邦固有ノ國産品
ノ技術、經驗ヲ輸出品工業ニ應用シ積極的ニ輸出増
進ヲ圖ル方途ヲ講スルコト

其ノ他一般ニ外國品崇拜ノ氣風ヲ改メ國産品ヲ愛用スル
ノ思想ヲ普及セシムルノ要アルヲ以テ展覽會、博覽會、
ボスター、其ノ他印刷物ノ配付、活動寫眞、講演會、講
習會、國産品愛用週間ノ設定等有ラユル方法手段ニ依リ
宣傳ヲ徹底セシムルコト最緊要ナルハ言フ俟タズ

三 商品ノ國産品タルコトノ表示

ニ關スル法律ヲ制定實施シ又ハ海外拂節約協議會ヲ
設ケ海外拂節約ニ關シ調査セシムル等相當企圖スル
トコロアリト雖官廳カ國家最大ノ需要者タルノ事實
ニ鑑ミ其ノ國産品ヲ使用スルト否トハ一般ニ國産愛
用ノ徹底ヲ期スル上ニ於テ影響ヲ及スコト尠カラズ
依テ政府ニ於テ一層之方徹底ヲ期スルト共ニ他方府
縣市町村等ノ地方自治團體ニ對シテモ政府ト同様ノ
方法ニ依リ其ノ用品ニ付國産品ノ優先使用ノ方途ヲ
講セシムルコト、又官廳用品ニ充用スヘキ優良國産
品ノ規格等ニ付一定ノ標準ヲ定ムルト同時ニ民間業
者ノ申請ニ依リ試験檢定ヲ行ヒ其ノ適合シタル物ニ
對シテハ官廳用優良國産品タル一定ノ標章ヲ附スル
コトト爲スカ如キモ以テ一般國民ヲシテ間接ニ優良
國産品ノ何タルヤヲ知ラシムルニ便アルヘシ

昭和五年七月十九日

臨時産業審議會諮問第一號特別委員長男爵那波誠之助

臨時産業審議會會長 濱口雄幸殿

特別委員ハ諮問第一號時局ニ鑑ミ我經濟界立直シノ爲企業ノ統制ヲ必要トスル産業立ニ其ノ統制ノ方策如何及諮問第三號産業合理化ノ實行上特ニ施設スヘキ産業金融改善ノ方策如何ニ付引續キ鋭意審議中ノ處今般其ノ一部答申案トシテ造船業ノ統制ニ關スル方策ニ付慎重審議ノ結果別紙ノ通之ヲ議決致候條此段及報告候

諮問第一號及第三號ニ對スル一部答申案

造船業ノ統制ニ關スル方策案

歐洲大戰ニ際シ異常ノ膨張ヲナシタル我造船業ハ其ノ後海運界ノ不況ニ伴ヒ漸次整理セラレタルモノアリト雖尙其ノ設備ノ需要ニ超過スル程度鮮少ナリトセス殊ニ今次

六〇

倫敦海軍會議ニ於ケル海軍々備縮少ハ之等造船所ノ基礎的註文ノ上ニ多少ノ減少ヲ豫期セラルルノミナラス現時ノ海運界ノ市況ヲ以テシテハ多數ノ造船註文ヲ是亦期待シ得ス從ツテ巨額ノ投資ヲ包有スル之等大造船所ノ統制ハ此ノ際最モ考慮ノ要アルヘシ

將來ニ於ケル我造船所ノ期待シ得ヘキ註文ヲ如何ニ推定スヘキヤハ本問題解決ノ根本ナルヲ以テ先ツ之カ推算ヲ爲サムニ

一 各造船所ノ大體ノ基礎的註文タル海軍ノ註文ハ海軍個件事ノ説明ニヨレハ將來モ亦從前ノ如ク大體新造艦船ヲ二分シ一半ハ海軍工廠ニ一半ハ民間ニ註文ノ方針ヲ襲用シ其ノ民間註文年額豫想ハ目下海軍當局ニ於テ考究中ノ新補充計畫ノ確定セシ後ニ非サレハ確カナラサルモ大體從來ノ額ニ比シ多少ノ減少ヲ見ルヘク本委員會ノ審議進行上必要トセララルニ於テ

ハ大凡一萬二千五百排水量噸見當ヲ標準トスルモ大過ナカルヘシトノコトナルヲ以テ右排水噸ヲ商船ノ工事手間ニ換算スレハ約商船五萬總噸ニ之各工廠ヨリ註文サルヘキ雜工事ヲ加フレハ約二千四百萬圓程度ノ工事量ト推定スルヲ得ヘシ

二 民間商船ノ註文ハ從來不況ニ際シテモ最低年五萬總噸餘ノ註文ノ存シタルニ鑑ミ一年六萬總噸程度ノ註文ノ存スルモノト推定シ貨客船ツキ交セ共ノ總船價ハ二千萬圓程度ト推定セラル

三 修繕船ハ小造船所ニ於テ行フモノアルニ鑑ミ大造船所ニ赴クモノヲ約三百五十萬總噸ト推定シ一噸四圓ヲ要ストシ其ノ金額一千四百萬圓程度ト認メラル

四 陸上工事ハ(各造船所ノ兼業セル)年額二千萬圓ノ註文アルモノト推定セラル

而シテ現在ニ於ケル各造船所ノ造船設備ハ右各項ノ工事

六一

量ニツキ甚タシク過大ナリト謂ハサルヲ得ス。又造船臺ノ現數ハ七十七ナルモ右ノ内一昨年乃至本年ノ間ニ於テ使用シタルモノヲ計算スルニ其ノ數約三十五臺ニシテ假リニ右三十五臺ノ造船臺カ一年ヲ通シ旅客船貨物船取交セ六千總噸ヲ造船スルトキハ其ノ總數二十一萬噸ニ建シ推算噸數ニ比シ約十萬總噸ノ超過ヲ示ス然ラハ假リニ右推算噸數ヲ建造スルニ幾臺ノ造船臺ヲ要スヘキヤト云フニ多少ノ餘裕ヲ見ルモ尙二十臺ヲ以テ十分ナルヘシ即前記三十五臺現存總數七十七臺ハ設備過剩ナリト云ハサルヘカラス以上ノ如ク我造船工業ノ設備能力ハ尠クトモ現在ニ於テハ船舶建造ノ註文量ニ比較シテ過大ナルノミナラス近キ將來ニ於テモ我船舶ノ建造噸數ハ増加スヘキ可能性ニ乏シキモノト云ハサルヘカラス之ヲ現狀ノ儘ニ放置スルニ於テハ自由競争ノ結果結局尠小會社ハ自然ニ淘汰セラレ優良會社ノミカ適當ナル造船能力ヲ保持シテ存

續スルニ至ルヘキ道理ナリト雖如斯結果ニ到達スル迄ニハ相當ノ時日ノ經過ヲ要スルモノアリ且其ノ間當業者間ノ無用ナル競争ノ爲ニ業界ヲ一層混亂セシムルノ虞アルヘシ故ニ需給ノ調節ヲ適當ナラシムル爲ニ斯業ノ整理ヲ斷行シ以テ斯業ノ基礎ヲ健實ナラシムルヲ要アリ又外國ノ事例ヲ見ルニ例ヘハ斯業ノ先進國タル英國ニ於テモ造船業ノ過剩設備ヲ整理スルト同時ニ斯業ノ經營ヲ最合理的ナラシメ出來ル丈ケ生産原價ヲ引下クルコトニ努メツツアル現状ナリ故ニ國際經濟競争場裡ニ於テ列國ト伍スルカ爲ニモ此ノ際我造船業ノ設備能力ノ整理ヲ斷行シ事業ノ經營ヲ合理的ナラシメ生産原價ヲ出來ル丈國際的水準線マテ引下クルコト最必要ナリト認ム之カ具體的方策ニ至リテハ固ヨリ一ニシテ足ラサルヘク政府ニ於テモ關係官廳ヲシテ充分調査考究セシムルヲ要アリト雖試ニ其ノ一二ノ方法ヲ示スニ左ノ如シ

第一案

(イ)各造船業者ノ合同ヲ斷行スルコト、斯クテ比較的能率懸キ工場ヲ閉鎖整理シ優良ナル工場ニ事業ヲ集中シ斯業ノ能率ヲ著シク増シ國際經濟市場ニ於ケル競争力ヲ高ムルコトヲ得ヘシ然レトモ各造船會社ハ各々成立ノ沿革ヲ異ニシ資本關係其ノ他複雑ナル事情ノ爲ニ實際問題トシテ造船會社ノ大合同ヲ困難ナリトセハ比較的利害關係ヲ同シウスル業者ノミカ或ハ地方的ニ一團トナリテ出來ル限リニ於テ合併ヲ促進スルコト必要ナリ

第二案

(ロ)造船會社カ地方的ニ合同シニツ以上ノ少數ノ事業主體ノ實現ヲ見ルニ至ル場合ニ於テモ其ノ相互ノ間ニ於テハ事業經營ニ關シテ或種ノ聯合協定ヲ爲スコト
社全體ニ一定ノ割合ヲ以テ之ヲ分配スルコト
(ニ)各參加會社ハ從前ノ如ク依然トシテ存續スルコト此ノ場合ニ於テ各會社ハ新會社トノ信託契約ノ如何ニ依リ單ニ新會社ノ株ヲ所有スルニ止ルコトアルヘク又ハ從來ノ事業ノ一部ヲ行フコトモアルヘシ

第三案

(イ)各造船會社ヨリ其ノ營業ノ委託經營ヲ引受クル目的ヲ以テ各造船會社ノ出資ニ依リテ一ノ會社ヲ創設スルコト、理論上ハ必シモ新會社ノ設立ヲ必要トセス既存會社中ノ一社ヲ選定シテ之ニ當ラシムルモ妨害ナシト雖實際上新會社ヲ設立スル方實行容易ナルヘシ
本案ノ目的トスル處モ能率低キ工場ヲ閉鎖シ優良工場ニ事業ヲ集中セシムル等適當ニ各造船工場ニ事業ヲ按配スルニ存スルヲ以テ第二案ト趣旨ニ於テハ大

(イ)各造船會社ノ出資ニ依リ造船業ノ共同經營ヲ目的トスル一ノ會社ヲ創設スルコト
(ロ)此ノ新會社ニ對シ各造船所ハ其ノ造船設備其ノ他ノ工場設備ノ全部又ハ一部ノ信託的讓渡ヲ爲スコト、之ニ對シテ新會社ハ一定割合ヲ以テ其ノ會社ノ株式ヲ參加會社ニ交付スルコト、株式ヲ割當ツル一定ノ標準ヲ定ムルコトハ實際問題トシテハ容易ナラサルヘシト雖各參加會社ノ工場ノ敷地、設備、從來ノ營業成績株式ノ市價等各種ノ事項ヲ參酌シテ之カ標準ヲ見出スコトハ不可能ニ非サルヘシ
(ハ)新會社ハ各參加會社ノ造船設備等ヲ一手ニ引受ケ一ノ企業主體トシテ營業スルコトト爲ルヲ以テ自然比較的能率懸シキ工場ハ之ヲ閉鎖シ優良工場ニ事業ヲ集中スル等適當ニ事業ヲ各造船工場ノ間ニ按配スルニ至ルヘキコト而シテ利益アリタルトキハ參加會

差ナシ唯其ノ異點ハ主トシテ法律の構成ノ如何ニ存スルモノト謂フヘシ

(ロ)本案ノ法律上ノ構成ヲ各參加會社ノ物的設備及營業權ノ貸借トスルヲ或ハ其ノ事業經營ノ委任契約トスルヲニ就テハ實行ニ當リテ更ニ考究スルコト、其ノ何レノ形式ヲ採ルヲニ依リテ利益分配ノ方法モ異ルヘシト雖モスルニ經營受託會社ノ舉クル利益ヲ一定ノ割合ヲ以テ各參加會社ニ分配スルモノトス其ノ利益分配ノ標準如何ハ第二案ニ於ケル持分ノ割合ヲ定ムルト同様ノ趣旨ニ依リテ之ヲ決定スルヲ得ヘシ

以上ノ案ノ實現ヲ期スルカ爲ニハ當業者自身トシテモ自己ノ利害ノミニ拘泥スル所ナク新業全局ノ利益ノ上ヨリ互譲ノ精神ノ下ニ事業ノ整理ト能率ノ増進ヲ圖ルノ一大覺悟ヲ必要トスヘシ又造船業ニ對シ從來直接間接ノ利害

關係ヲ有スル債權者及金融業者等ニ於テモ新業ノ統制ノ必要ヲ諒解シ舊債ノ整理、新資金ノ融通等ニ付キ適當ノ援助ヲ惜マサルカ如キハ最緊要ナリト謂フヘシ政府ニ於テモ相當ノ施設ヲ爲スノ要アルヘキハ言ヲ俟タサル所ニシテ之カ方策種々アルヘシト雖中左ニ掲クル事項ノ如キハ最急施ヲ要スルモノト認ム

(イ)軍艦ノ建造ニ當リテ八年々相當ノ噸數ヲ民間造船所ニ注文スル從來ノ例ナルヲ以テ今後政府カ其ノ注文ヲ爲スニ當リテモ新業ノ統制ヲ助長促進セシムル意味ヲ以テ相當ナル考慮ヲ拂フコト

(ロ)我國ニ於ケル船舶ノ素質ヲ改善シ新船ノ建造ヲ盛ニスルノ方針ヲ以テ老齡船ノ輸入ヲ事實ニ於テ制限スルコト、之カ具體的ノ方策トシテハ船齡ニ應シ老齡船ニ對スル輸入稅率ノ引上其ノ他適當ナル方法ヲ採ルコトハ實際問題トシテ適切ナラム

(ハ)造船獎勵金ヲ下附スルコト、現在内外造船價格ノ上ニ相當差異アルノ事實ニ鑑ミ將來之ヲ同等ノ價格ニ導クコトヲ目途トシテ造船獎勵金ヲ下附スルコト極メテ時宜ニ適シタル措置ナルヘシ

其ノ他一般ニ船舶金融ノ施設ニ付テモ新業ノ發達ヲ期スル爲本項ト關聯シテ更ニ考慮ヲ拂フ要アルヘシ(ニ)個々ノ造船工場ニ付テハ整理セラレタルモノノ内他ノ新工業ニ轉換スルノ餘地アルモノアラハ之カ轉換ヲ助成セシムル爲適當ノ方法ヲ講スルコト

(ホ)尙造船業ノ整理ヲ促進セシムル意味ニ於テハ登録稅ノ減免ニ付キ考慮スルコト

昭和五年十月十八日

臨時產業會議會諮問第一號特別委員長長男爵野村之助

臨時產業會議會會長 濱口雄幸殿

特別委員ハ諮問第一號時局ニ鑑ミ我經濟界立直シノ爲企

業ノ統制ヲ必要トスル產業政策ニ其ノ統制ノ方策如何及諮問第三號產業合理化ノ實行上特ニ施設スヘキ產業金融改善ノ方策如何ニ付引續キ鋭意審議中ノ處今般其ノ一部審申案トシテ製鐵業統制ニ關スル方策ニ付慎重審議ノ結果別紙ノ通之ヲ議決致候條此段及報告候

諮問第一號及第三號ニ對スル一部答申案

製鐵業統制ニ關スル方策案

製鐵事業ノ產業上ノ重要性並ニ新業内外ノ現勢ニ鑑ミレハ速ニ之カ統制ノ方策ヲ確立シテ其ノ發展ヲ促進スルノ要アリ

而シテ我國製鐵事業ノ實狀ヨリ考フルニ其ノ事業ヲ振興シテ外品ノ輸入ヲ防遏シ尙進ミテ輸出方面ニ進展スルカ爲ニハ八幡製鐵所及民間製鐵所ヲ打テ一丸トセル大合同會社ヲ設立シ其ノ完全ナル統制ノ下ニ徹底的合理化ヲ圖リ單種多産ニ依ル原價ノ低下ト品質ノ向上トニ努ムルト

共ニ設備ノ改良擴張ヲ行フノ外適當ナル方策アルヲ見ス
依テ速ニ左記要綱ニ依ル合同ノ具體案ヲ作成シ其ノ實現
ヲ圖ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム

記

一 八幡製鐵所並ニ銑鐵又ハ普通鋼材ノ製造ヲ主タル目
的トスル製鐵會社ヲ合同シテ一個ノ製鐵會社ヲ設ク
ルコト

二 合同ニ參加スル會社ハ各其ノ資産ヲ提供シテ出資ニ
代ヘ其ノ評價額ニ相當スル新會社ノ株式交付ヲ受ク
ルモノトス八幡製鐵所ノ現物出資ニ對スル株式ハ政
府ノ持株トス

三 前項ノ評價ヲ行フニ當リテハ豫メ嚴正ナル標準ヲ設
ケ適當ナル評價委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルコト
四 關稅定率法ヲ改正シ本邦製鐵業ノ確立ヲ可能ナラシ
ムルコト

五 新會社カ運轉資金並ニ設備ノ改良又ハ擴張資金ヲ必
要トスル場合ハ之カ調達ヲ可能ナラシムル爲政府ハ
適當ナル方策ヲ講スルコト

六 新會社ノ經營ハ之ヲ民營トシ政府ハ之ニ對シ適當ノ
監督權ヲ行使スルコト

尙合同會社ノ設立ニ關シテハ之ニ要スル國稅及地方稅ヲ
免除シ合同ノ助成ニ努ムルト共ニ合同後ノ會社ノ事業目
論見及收支計算ハ豫メ之ヲ明瞭ナラシメ又出資財産ノ評
價ニ關シテハ諸般ノ事情ヲ考察シテ最慎重ニ之ヲ行ヒ合
同ノ圓滿ナル遂行ニ遺憾ナキヲ期スルノ要アルモノト認
ム

臨時産業合理局官制 (勅令第四百十二號)
(昭和五年六月二日)

第一條 臨時産業合理局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ其ノ所
管ニ係ル産業合理化ニ關スル事務ヲ掌ル
第二條 臨時産業合理局ニ長官ヲ置ク

長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 臨時産業合理局ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官 專任三人 奏任 内一人ヲ勅任ト爲スコト
ヲ得

技師 專任三人 奏任

屬 專任四人 判任

技手 專任三人 判任

第四條 長官ハ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判
任官以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第九條 臨時産業合理局ニ局務ヲ輔ケシムル爲顧問ヲ置
ク

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ

内閣ニ於テ之ヲ命ス

顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ
本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 商工大臣ハ重要事項ヲ調査審議セシムル爲臨時
産業合理局ニ委員會ヲ置クコトヲ得

第十一條 各委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ
組織ス

第十二條 會長及委員ハ商工大臣之ヲ命ス

第十三條 會長ハ會務ヲ總理ス

第十四條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十五條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時産業合理局分課規程

第一條 臨時産業合理局ニ左ノ部課ヲ置ク

庶務課

會計課

第一部

第二部

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ關スル事項

二 人事ニ關スル事項

三 長官ノ官印及局印ノ保管ニ關スル事項

四 文書ニ關スル事項

五 他ノ部課ノ主宰ニ屬セサル事項

第三條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事項

二 發給ニ關スル事項

三 廳中取締ニ關スル事項

第四條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 企業ノ統制ニ關スル事項

二 科學的管理方法ノ實施ニ關スル事項

三 産業金融ノ改善ニ關スル事項

四 其ノ他産業ノ合理化ニ關スル事項

第五條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工業品ノ規格統一ニ關スル事項

二 製品ノ單純化ニ關スル事項

三 國産品使用奨励ニ關スル事項

四 試驗研究機關ノ整備聯絡ニ關スル事項

臨時産業合理局職員名簿

長官 商工大臣 依 孫一
官舎編天 九段三三三
青山 齋吉 赤坂區新坂町六

顧問 子爵 大河内正敏 下谷 豐三 下谷區谷中清水町一

(常務) 男爵 中島久萬吉 牛込 四郎 牛込區藥王寺町四三

男爵 松岡 均平 青山 齋吉 麻布區村木町二四

男爵 井坂 孝 高輪 義三 麩布區富士見町一七

牧田 環 赤坂 六天 麩布區北日ヶ窪四三

事務官(兼)次官 田島 勝太郎 四谷 六 市外淀橋町角笠四四

(兼)商工書記官 高橋 康順 田町 五三 府下東洞布織ノ木五

庶務課長 (兼)大臣秘書官 大貝 晴彦 六〇 市外高田町練同ヶ谷

會計課長 (兼)商工書記官 長崎 榮十郎 高輪 八三 芝區白金今里町九六

第一部

事務官 部長 竹内 可吉 高輪 三六 芝區三田功進町三九

(兼) 商務局長 川久 保修吉 青山 九三 市外澁谷町若木一八

(兼) 貿易局長 立石 信郎 四谷 五三 市外千駄ヶ谷町六四

(兼) 鐵山局長 福田 謙雄 小石川 英三 本郷區駒込駒坂町三

(兼) 特許局事務官 岸 信介 市外中野町千光町一

(兼) 商工書記官 磯谷 光亨 横濱市中區山手堂元

(兼) 同 田中 直通 小石川 英三 市外澁谷町西ヶ原

(兼) 同 橋本 芳雄 牛込 四三 市外高田町練同ヶ谷

(兼) 同 藤部 兵助 高輪 三三 芝區二本榎町西ノ二

(兼) 同 小島 新一 青山 三三 市外澁谷町櫻ヶ丘五

事務官 第二部長 吉野 信次 大塚 三三 小石川區龍馬町二天

工務局長 辻 謙吾 麩布區廣尾町一六

事務官 辻 謙吾 麩布區廣尾町一六

技術(兼) 商工技師 宮田 應義 牛込區東五軒町五

同 小林 作平 府下井荻町下荻窪三

(兼) 商工技師 吉田 永助 大塚 六三 小石川區丸山町一三

(兼) 同 佐藤 隆太郎 市外世田ヶ谷町練堂

(兼) 同 島居 直三郎 市外澁谷町若木一八

(兼) 同 川久 保修吉 市外澁谷町若木一八

商務局長 立石 信郎 四谷 五三 市外千駄ヶ谷町六四

貿易局長 福田 謙雄 小石川 英三 本郷區駒込駒坂町三

鐵山局長 磯谷 光亨 二七

同 田中 直通 小石川 英三 二七

同 磯谷 光亨 二七

同 田中 直通 小石川 英三 二七

同 磯谷 光亨 二七

同 田中 直通 小石川 英三 二七

同 磯谷 光亨 二七

同 田中 直通 小石川 英三 二七

同 磯谷 光亨 二七

同 田中 直通 小石川 英三 二七

同 磯谷 光亨 二七

同 田中 直通 小石川 英三 二七

第一部長 竹内 可吉 高輪三六
事務官 岸 信介 市外中野町千光前一
四

臨時産業合理局委員名簿(イロハ順)

生産管理委員会

會長 山下 興家 市外豊谷町登丘五四 高輪四八九
委員 長谷川正五 大坂市天王寺區六萬體町芝南 七二五
渡邊 政徳 市外大久保町西大久保九一 四谷三九一五
加藤 重男 横濱市青木町栗田谷一 一八七
加藤 威夫 神戸市三宮區櫻井戸製作所内
竹尾 年助 牛込區須王寺町五〇 牛込 六〇九
高峰 博 市外落合町下落合一三六七 大塚三五〇四
野田 信夫 市外落合町上落合七三〇
佐堂 卓雄 麻布區御穴町四新鐵社宅 赤坂一二三四
野崎 義徳 合敷市濱四一 四谷一三三〇
荒木東一郎 市外代々木橋町代々木初臺 四谷一三三〇
淡路園治郎 小石川區原町一三五

七〇
結川 義介 牛込區市ヶ谷左内町三六 牛込二八七六
三村 起一 西ノ宮市常盤町一一
日比 勝治 牛込區若松町七七 牛込三三四〇
關口八重吉 麻布區新堀町四 高輪六八八三
日高 鏡一 吳海軍工廠砲台部
鳴託員 高野源宗吉 横濱市神奈川區子安町溝ノ下一八八〇
北浦 重之 本郷區駒込林町一六四 小石川四八八七
關 重廣 川崎市東宮電氣株式會社紙付
紀伊 壽次 市外駒形町一四一 世田ヶ谷七〇七
幹事 辻 謙吾 麻布區廣尾町一六
佐藤登太郎 市外世田ヶ谷町經堂四〇八
書記 關口 一元 日本橋區藏前町三ノ四 浪花三一七六
橋本正太郎 市外池袋一六二九

財務管理委員会

會長 鈴木 崎吉 麻布區木村町一一八 高輪五四四九
委員 太田 哲三 市外西巢鴨町宮仲二三四五 大塚一九八九
渡邊 篤誠 赤坂區青山町一ノ二七 青山 三八三

吉田 良三 市外世田ヶ谷町下北澤上 世田ヶ谷七四七
水原 伸雄 小石川區豊島町二一八 小石川五七〇
魚谷傳太郎 市外杉並町阿佐ヶ谷二五〇
岡淵 三郎 小石川區白山御殿町一二七
東 興五郎 市外大井町田石五〇五四 大森 四五一
幹事 橋本 常雄 市外杉並町阿佐ヶ谷四九五
辻 謙吾 麻布區廣尾町一六
書記 齋藤 大助 市外花園町中延八二一
橋本正太郎 市外池袋一六二九

販賣管理委員会

會長 中川 正左 牛込區中町三三 牛込一〇二〇
委員 萩野元太郎 麩町區一番町一一 九段 九五七
小田久太郎 市外中野町東中野一五二〇 四谷一四八一
川久保修吉 市外豊谷町若木一八 青山 九五〇
武田良太郎 市外代々木橋町代々木宮ヶ谷 四谷一七八八
立石 信郎 府下千駄ヶ谷八三四 四谷五六〇〇
中野金次郎 麩町區中六番町九 九段二七二二

宇原 義登 大坂市西成區千本通五ノ一七 牛込五一〇八
深尾隆太郎 牛込區市ヶ谷仲之町三〇 牛込五一〇八
小林 正直 市外豊谷町大和田七五 青山 九八八
三橋 信三 麻布區廣尾町一四 高輪三七八八
幹事 勝部 兵助 芝區二本榎町二 高輪七五〇二
橋本 芳雄 市外高田町雜司ヶ谷六七六 牛込六四八〇
辻 謙吾 市外中野町千光前一四
書記 岡村 武 四谷區花園町八八
長谷川輝彦 赤坂區新坂町三二
橋本正太郎 市外池袋一六二九

消費管理委員会

會長 阪谷 芳郎 小石川區原町一二六 小石川 七八〇七
委員 西野惠之助 芝區白金三光町四六四 高輪五五四六
子爵 土岐 章 市外豊谷町永住三八 青山一四一五
大野謙一郎 府下武蔵野町吉祥寺三三三 吉祥寺四六八
岡 實 芝區白金三光町二七六 高輪五五四五
小田久太郎 市外中野町東中野一五二〇 四谷一四八一

入江 弘 市外戸塚町戸塚七四二 牛込三一〇〇
 織出織物工務改善委員会(五、一、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

會長 山田 穆 大阪市住吉區天王寺町西三丁目
 委員 稻田 篤之助 兵庫縣加東郡來住村藤田二九番屋敷
 村上 喜兵衛 兵庫縣多可郡西島町西島九六番屋敷
 津田 三郎 東京市麻布區飯倉町四丁目二
 藤本 順二 兵庫縣多可郡田庄村津島井三三番屋敷
 近藤 有智 大阪市東區石町一丁目五
 阿部 憲一 今治市大字風早町一一番戸
 酒井 貞次郎 和歌山市廣瀬中ノ町一丁目一四
 坂口 賢次 大阪府泉南郡大土村大字土九二二二
 三輪 常次郎 名古屋市中區朝日町一丁目一〇
 幹事 牛井 清 大阪府内務部
 大湯 平吉 東京市外濠橋町柏木四六九
 小島 新一 府下森谷町櫻ヶ丘六三
 書記 久野 一郎 大阪府内務部
 山本 泰次郎 府下杉並町天沼八一九

華毛工務改善委員会
 會長 中島 久萬吉 牛込區橋王寺町四三
 委員 岩井 勝次郎 大阪市東區北濱四ノ四三
 磯村 豊太郎 芝區高輪南町三〇
 市原 嘉三郎 大阪市東區津川區本庄東通三ノ三九
 門野 重九郎 赤坂區新坂町五一
 川西 清兵衛 神戸市東區須磨東細澤一五
 河崎 助太郎 大阪市東區後藤町四ノ四
 谷江 長 神戸市會下山町一ノ六二
 鶴見 左吉雄 赤坂區青山高樹町一ノ四
 長廣 謙次郎 市外野方町下沼袋七八一
 結城 豊太郎 麻布區永坂町六一
 平田 義太郎 大阪市西區江戶堀北通一ノ二八
 幹事 田中 直通 市外瀬ノ川町西ヶ原四四
 大山 清一郎 小石川區林町七〇
 書記 柴田 勝 市外濠橋町柏木八八一、八木方
 杉本 隆吉 市外油袋一三二〇

牛込 四六五
 本局 三四四
 高輪 二四九
 北 四八四
 青山 五〇一
 須磨 八三八
 本町 一三〇三
 本局 三九〇〇
 青山 二九九
 四谷 三二七
 赤坂 八二五
 主佐 堀 三〇七
 小石川 四〇六
 小石川 六〇〇

副會長、委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
 會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス

第六條 調査會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 調査會ニ書記ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ關係書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國債肥料工業改善委員會

會長 井坂 孝 麻布區富士見町一七

高輪五五六二

委員 石川 一郎 市外瀬ノ川町西ヶ原五七

小石川 一七七

二神 誠吉 牛込區矢來町四一

牛込四三六三

菅米地蔵三 大阪府豊能郡箕面村牧落五六三ノ二

小野 義夫 兵庫縣武庫郡宮原新田五二九

梶原 伸治 市外大崎町下大崎八九 高輪二二九八

田中榮八郎 木野區根津宮永町三六 下谷 七五八

多木榮次郎 兵庫縣加古郡別府町別府

山本 信夫 大阪市東區谷町二ノ三一

安倍邦太郎 新潟市浅井場四五

齋藤藤四郎 大阪市住吉區松虫通一ノ一九

齊藤康之助 新潟市上大川前通七番町一六六

白石元治郎 芝區三田三田功運町一 高輪 四〇二

岩村 一木 市外井荻町下荻四〇七 荻窪 一一〇

田中 直通 市外瀧ノ川町西ヶ原五七 小石川 四三六

平野 久保 市外杉並町阿佐ヶ谷二四六

書記 和田 太郎

市外代々橋町橋ヶ谷本村 三五九

四谷 八〇二

杉村 盛一

市外淀橋町角管四〇五

造船業改善委員會

會長 郷 誠之助

龜町區上二番町二八

九段 五七二

委員 〇今岡純一郎 赤坂區青山南町五ノ四五

〇石井 清 神戸市六甲區井前田一

〇濱田 彪 龜町區富士見町二ノ三九

〇川村貞次郎 麻布區三河原町二九

各務 謙吉 小石川區大塚窪町二

吉野 信次 小石川區聖蹟町一五八

〇津村 秀松 神戸市龍池通七ノ一〇

〇藤田 尚徳 市外澁谷町神泉一七

〇阿部 梧一 府下荏原郡東國布町大字

湯川 寛吉 兵庫縣武庫郡本庄深江二六

〇俣府 廣幡 忠隆 龜町區下二番町七〇

幹事 吉野 信次 小石川區聖蹟町一五八

赤坂 八二五

九段 二一一

大塚 二〇七

田中 直通 市外磯ノ川町西ヶ原三區 小石川 四三六
 小野 猛 本郷區西片町一〇ノ三 小石川 三三〇
 山本 幸男 赤坂區青山南町五ノ四五 青山 六二六
 書記 石坂嘉五郎 市外磯谷町北谷四一
 寺澤市兵衛 麴町區元町一ノ七 塚越方
 宇津木泰吉 市外磯戸町六ノ二一
 但シ ○印アルモノハ小委員会委員ヲ示ス

輸出綿織工業改善委員会

會長 中島久萬吉 牛込區藥王寺町四三 牛込 四六五
 委員 尾崎 三吉 三重縣松坂町萱川紡織株式會社
 田中知四郎 堺市七道大阪織物株式會社
 舞田壽三郎 麻布區飯倉町四ノ一二
 秋田 源七 横濱市中區本牧町和田一二八一
 三輪富次郎 名古屋市中區朝日町一ノ一〇
 美馬儀一郎 徳島市佐吉町阿波輪出綿織物工業組合
 宮本 甚七 濱松市日本形染株式會社
 平野儀三郎 神奈川県藤野町藤野輸出綿織物工業組合

幹事 小島 新一 市外磯谷町橋ヶ丘六三 青山二二二三
 吉岡 直富 市外東副布町田岡都市三八五
 大湯 平吉 市外磯橋町柏木四六九
 書記 山本泰次郎 市外杉並町天沼八一九
 入江 弘 市外戸塚町戸塚七四二 牛込三二〇〇

工業品規格統一調査會官制(勅令第百六十四號)

第一條 工業品規格統一調査會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ
 工業品ノ規格統一ニ關スル事項ヲ調査審議ス
 第二條 調査會ハ關係各大臣ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申ス
 調査會ハ關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
 第三條 調査會ハ會長一人、副會長一人及委員七十人以
 内ヲ以テ之ヲ組織ス
 前項委員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコ
 トヲ得
 第四條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ